

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1)雇用対策の充実・強化について

a 公・労・使による総合的な雇用・労働対策の協議について

2024年・2025年と2年連続で「大阪政労使の意見交換会」が開催されており、本年度についても積極的に参画すること。意見交換会では賃上げの他に、雇用・労働政策に関する具体的な課題や対応策についても協議を深めること。

また、滋賀県や和歌山県、兵庫県などで行われた三者による共同メッセージや共同宣言等、社会的波及効果の高い実効性のある取り組みを大阪府としても積極的に実施すること。

(回答)

府としても、本年1月に開催された「大阪政労使会議」に参画し、「賃金引上げ」に向けた取組みをご紹介するとともに、賃上げ環境整備や人材確保・定着等について意見交換を行いました。また、会議の場では、賃上げが継続する環境整備に向けた共同メッセージを採択し、政労使が力を合わせ、持続的な賃上げの実現と力強い経済の発展に取り組んでいくことを確認しました。

(回答部局課名)

商工労働部 商工労働総務課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1)雇用対策の充実・強化について

b 人材の確保とマッチング機能の強化について

府内の人材確保を必要とする製造・運輸・建設業界での人材不足の解消を目的として設立された大阪府の「大阪人材確保推進会議」での取り組みを強化し、人材の確保につなげること。

また、医療・福祉関係など様々な業界で人手不足が深刻化しているため、各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能強化の拡充はもとより、新物流効率化法の周知と実効性を高める指導を行うこと。

(回答)

大阪府では、「大阪府介護・福祉人材確保戦略 **2023**」を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」に向けた各種事業を実施しております。

地域医療介護総合確保基金を活用し、大阪福祉人材支援センターに専門的知見を有するキャリア支援専門員を配置し、地域関係機関との連携強化や一般大学生、資格取得者等への働きかけにより介護業界へのマッチングを図っております。また、大阪労働局やハローワークとの連携を強化し、合同面接会やセミナーを実施しております。

今後とも、介護人材の安定的な確保・定着を図るため取組みを推進して参ります。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1)雇用対策の充実・強化について

b 人材の確保とマッチング機能の強化について

府内の人材確保を必要とする製造・運輸・建設業界での人材不足の解消を目的として設立された大阪府の「大阪人材確保推進会議」での取り組みを強化し、人材の確保につなげること。

また、医療・福祉関係など様々な業界で人手不足が深刻化しているため、各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能強化の拡充はもとより、新物流効率化法の周知と実効性を高める指導を行うこと。

(回答)

大阪府では、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に向け、医師不足対策を総合的・効果的に実施することを目的に設置した地域医療支援センターを運営するなど、医師確保の取り組みを進めています。

また、ナースセンターにおいて、無料職業紹介や再就業を図るための各種講習会、就職相談会の開催等による潜在看護師の復職支援を行うほか、近い将来、定年を迎える看護師等に対してセカンドキャリア支援を実施するとともに、求人側に対しても講習会開催等により働きかけを行い、定年後も働き続ける意欲の高い看護職員の就業を支援しています。さらにハローワークと情報共有・連携し、ナースセンターによる看護に特化した求職支援へつなげることで、マッチング率の向上を図っています。

医師・看護師の定着支援策としては、子育てによる離職を防止するため、病院内保育所を運営する医療機関に対する補助事業を行うほか、大阪府医療勤務環境改善支援センターを設置し、働きやすい勤務環境整備に関する相談対応など、府内の医療機関における勤務環境の改善に向けた取り組みを支援しています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1)雇用対策の充実・強化について

b 人材の確保とマッチング機能の強化について

府内の人材確保を必要とする製造・運輸・建設業界での人材不足の解消を目的として設立された大阪府の「大阪人材確保推進会議」での取り組みを強化し、人材の確保につなげること。

また、医療・福祉関係など様々な業界で人手不足が深刻化しているため、各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能強化の拡充はもとより、新物流効率化法の周知と実効性を高める指導を行うこと。

(回答)

「大阪人材確保推進会議」を令和7年1月に開催し、女性、高齢者の就業促進をメインターゲットに置き、構成団体が連携して人材確保に取り組む方向性を確認しました。令和8年2月には合同企業説明会「OSAKA ジョブフェア」において業界団体がブースを出展するなどにより、魅力発信を行いました。

企業と求職者のマッチングについては、いわゆる3Kのイメージを払拭するために、自動化ロボットなどの先端技術を活用した現場見学会を実施しているほか、しごと体験や人事担当者としっくり話ができる交流会、合同企業説明会を開催しています。

また、求職者が希望する日時で仕事体験が実施できる専用サイト「おしごと体験ナビ」の運用を9月に開始するなど職場体験の機会を拡充することで、マッチング機能の強化を図っています。

(回答部局課名)

商工労働部 商工労働総務課

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(2) 就労支援施策の強化について

a 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

(回答)

地域労働ネットワークを活用し、各構成団体と地域における労働問題を共有し、各地域のニーズに合ったセミナーや合同企業説明会等の開催を通じて、労働環境の向上に努めております。

また、大阪府労働相談センターにおいて、労働者の働く環境を向上させるべく、府内の中小企業・小規模事業者からの職場環境の改善に関する相談を受けています。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(2) 就労支援施策の強化について

a 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

(回答)

大阪府では、市町村における雇用就労支援の底上げを図るため、地域就労支援コーディネーターの養成や資質向上のための研修会を実施しています。

研修会では生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域若者サポートステーション等、地域の様々な関係機関との連携の働きかけや先進的な取り組みを共有しています。

また、府内市町村で実施される就職イベントを定期的に情報提供するなど、地域就労支援事業の機能がより一層高まるようバックアップに取り組んでいます。

OSAKA しごとフィールドでは、女性の就職支援として、キャリアカウンセリングやセミナーなどにより支援を行うとともに、「子育て・しごと応援ルーム「ふぁみタス」」において、子育てや介護と仕事との両立を支援しています。また、各種専門機関と連携し、女性が働く上で抱える様々な悩みに応じる相談会を開催しています。

就職氷河期世代への就職支援として、キャリアカウンセリングやセミナーによる個々の状況や職歴に応じた支援を実施するとともに、大阪労働局と共催で「就職面接会&合同企業説明会」を実施したところです。

令和7年度からは、「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援として、国の交付金を活用し、引き続き支援を実施しているところです。

これらの支援策については、**OSAKA** しごとフィールドのホームページのほか、**SNS** など様々な方法により周知に努めています。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(2) 就労支援施策の強化について

a 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

(回答)

府立高等職業技術専門校（技専校）では、ひとり親家庭の親の方を対象とした優先枠を夕陽丘校の建築内装 CAD 科ほか2科目に、高年齢（55歳以上）の方を対象とした優先枠を夕陽丘校のビル設備管理科ほか1科目に設けております。

令和7年度からは新たに、ひとり親家庭の親の方を対象とした優先枠を東大阪校のビル管理科ほか1科目、南大阪校の空調設備科ほか1科目に追加で設けており、ハローワークにおいてセミナーを実施するなど、周知広報に努めています。

また、民間教育訓練機関を活用した委託訓練においては、就職氷河期世代で不安定な就労状態にある方への安定就職や子育て中の方等が受講しやすい訓練科目の設定に努めています。

加えて、ひとり親家庭の父母の就職を支援するため、知識等習得コース及び企業実習付コースのすべての科目に、ひとり親家庭の父母優先枠を設けています。

今後も、求職者と求人企業のニーズを踏まえた職業訓練を提供してまいりますとともに、ひとり親家庭の親の就業に向けた職業能力の開発を支援してまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 人材育成課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(2) 就労支援施策の強化について

b 障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用の推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。

障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

(回答)

令和7年6月1日現在の障がい者雇用状況では大阪の民間事業主における実雇用率及び雇用されている障がい者数は過去最高を更新し、着実に障がい者雇用は広がっています。

大阪府ではハートフル条例に基づき、契約や補助金など府と関係のある法定雇用率未達成事業主に対し、法定雇用率の速やかな達成に向けて誘導や支援を行っています。また、多くの中小事業主において法定雇用率が達成されていない状況であり、中小事業主の障がい者雇用への理解促進が益々重要となっていることから、法定雇用率未達成の特定中小事業主（府内にのみ事務所・事業所を有する常用雇用労働者40人以上100人以下の事業主）に対し、努力義務として、障がい者の雇用状況の報告や雇用推進計画書の作成・提出を求めており、いわゆる「雇用ゼロ企業」を含めた法定雇用率未達成の特定中小事業主に対して雇用推進計画の作成や達成に向けた助言、国の助成金等支援制度の紹介など、事業主個々の状況に応じた伴走型の支援に取り組んでいるところです。

さらに、障がい特性の理解と雇用を促進するため、高等支援学校等の見学と企業の事例紹介を組み合わせたセミナーや、合理的配慮の提供義務に関するセミナーなどを開催するとともに、特に求職者数が増加している精神障がい者を中心とした障がい者職場体験マッチング会の開催、無料職業紹介による個々の事業主の事情に応じたマッチングや、複数の事業主合同での企業面接会等を継続的に行っています。

加えて、令和7年度においては、新たに雇用率制度に加わった特定短時間労働や通勤困難な精神・発達及び重度障がい者の在宅ワーク等について事例収集し、情報提供・啓発（事例集の発行、HP等）を行いました。

令和8年度においては、障害者雇用促進法の改正により法定雇用率が段階的に引き上げられていることを踏まえ、これまでの支援に加え、障がい者を雇用した府内事業主に対し、障がい者の職場定着に有効とされるジョブコーチ[※]による支援を新たに実施し、職場定着に不安や悩みを抱える事業主と従業員双方の課題解決を支援することにより、障がい者の職場定着に向けて雇用後のフォローアップを強化することで、さらなる職場定着率の向上を図る予定です。

今後とも、大阪労働局をはじめ関係機関との連携を図りながら、障がい者の雇用状況の改善に努めてまいります。

※ジョブコーチ…障がいのある従業員が職場に適応することを容易にするための援助を行う者で、国が定める職場適応援助者養成研修を修了した者

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(2) 就労支援施策の強化について

c 外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。関係機関や市町村との連携を強化し、状況把握・情報共有を図ること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ府としても継続的かつ安定的な財政支援を講じること。

(回答)

大阪府では、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し「大阪府外国人情報コーナー」を設置し、外国人の方が安心して過ごせるよう、多言語により生活関連情報を含めた幅広い情報提供や相談に応じています。居住外国人の相談内容から実情やニーズを把握し、臨床心理士による心の相談や、労働・在留資格（ビザ）・法律問題などについての無料の専門相談会を実施するなど、生活支援に努めています。

「大阪府在日外国人施策有識者会議」においては、定住生活を営んでいる外国人に関わる諸課題について、本府が取り組むべき施策に係る意見を幅広く求めています。そうした意見を踏まえつつ、居住外国人への生活支援について、今後とも実効性ある共生支援策の実施に取り組んでいきます。

また、「大阪府自治体国際化推進連絡会議」において、府内市町村及び地域国際化協会等と連携し、多文化共生等にかかる情報交換や相互啓発を基本とした連絡・協調体制を確立しています。

さらに、「OSAKA 外国人材受入促進・共生推進協議会」の「共生推進ワーキンググループ」において、大阪出入国在留管理局、大阪府市長会・大阪府町村長会等と連携し、各団体がそれぞれ行う多文化共生推進の取組みの充実を図っています。

加えて、大阪府では、関係機関が外国人の方へ実施した調査結果を施策に活用しています。例えば、留学生就職支援事業においては、包括連携協定を締結している大学が実施している留学生に対しての進路調査等から状況把握に努め、セミナーの内容を検討しています。また、大阪出入国在留管理局が令和8年1月6日から30日まで実施した「情報発信に関するアンケート」の結果が大阪府にも共有される予定であるため、それらを活用し府内在住外国人の用いている SNS 等の情報媒体について状況把握に努めるなど、より効果的な情報発信を行ってまいります。

外国人の方が安心して働き、幸せに暮らせる共生社会の実現に向け、引き続き取り組んでいきます。

(回答部局課名)

府民文化部 都市魅力創造局 国際課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(2) 就労支援施策の強化について

c 外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。関係機関や市町村との連携を強化し、状況把握・情報共有を図ること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ府としても継続的かつ安定的な財政支援を講じること。

（回答）

（下線部について回答）

地域の識字・日本語教室は、外国人住民にとって言語習得の場であるとともに、生活上の支えとなるセーフティネットとして機能し、安心して過ごせる居場所として、地域社会において重要な役割を担っていると認識しています。

府教育庁では、令和2（2020）年度から地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金（国庫補助金）を活用し、地域で活動する識字・日本語教室の支援力の強化を図っているところです。

今後も地域日本語教育の継続的な推進に向け、国に対し必要な支援の充実を図るよう要望していくとともに、市町村識字・日本語学習担当者連絡会議、大阪府識字・日本語学習コーディネーター会議を通じて、上記補助金について周知広報を行うなど、継続的かつ安定的な支援に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 地域教育振興課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(2) 就労支援施策の強化について

d 働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけではなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

(回答)

- 飲食店が法律および条例に基づき掲示する喫煙・禁煙標識については、例年、作成費を確保するとともに、本庁および府内保健所において飲食店からの問い合わせがあった場合や、飲食店に対する啓発活動を実施する際など、必要に応じて配布を行っています。
- また、飲食店に対する啓発については、飲食店向けリーフレットや店内掲示用ポスターを作成し、飲食店および飲食店を通じた利用客に対して、法律および条例の周知を図っています。
- さらに、「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているか等の実態把握については、府内の飲食店および府民を対象に、条例の一部施行となった令和2年度から、全面施行直前の令和6年度まで、毎年調査を実施し、その結果を施策に反映してきました。来年度については、条例の全面施行から1年後の実態を把握するため調査を実施することとしており、その結果を踏まえ、必要な施策の検討を行ってまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3)ジェンダー平等社会の実現に向けて

a 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない **100** 人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。①

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法 (2025 年 4 月 1 日施行) についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

②

(回答)

※下線部①について回答します。

本府においては、令和 6 年度における職員の給与の男女の差異の情報とその分析を公表しています。

今後とも、さらなる女性活躍の推進に向けて、適切な対応を行ってまいります。

(回答)

※下線部②について、庁内向けの回答に限り、回答します。

府庁における育児休業の取得促進に向けては、取得しようとする職員はもちろん、上司や周囲の職員も制度を理解し、職場全体で利用しやすい環境づくりを行うことが重要です。

そのため、妊娠から就学期までライフステージに応じた子育て支援制度を分かりやすく紹介する「子育て支援サイト」において、令和 7 年に改正された育児・介護休業法の制度内容や夫婦同時に育児休業を取得した職員の育児休業体験談等を掲載し、職員に対して周知を行っています。

また、令和4年度から妊娠や子の出生を申し出た職員に対し、面談等において、育児休業の取得意向を確認するとともに、令和6年度からは、男性職員の育児休業取得促進に向けてナッジ（行動経済学）を取り入れ、取得を原則とする取組を導入しています。

今後とも、これらの取組に留まらず、育児に関する休暇・休業制度の利用促進に努めてまいります。

(回答部局課名)

総務部 企画厚生課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3)ジェンダー平等社会の実現に向けて

a 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

(回答)

大阪府では、働く場における女性の活躍推進や男女共同参画に向けた取り組みを進める事業者の登録（「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度）や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、公表等を実施している事業者の認証（「男女いきいきプラス」事業者認証制度）、また、他の事業者の模範となる取り組み等を行う事業者の表彰や受賞事業者による事例発表等の取り組みを通じて、女性活躍推進法や先進的な事例の周知に努めています。

また、改正育児・介護休業法についても、男女共同参画及び女性活躍推進の観点から、本府ホームページにて情報発信するとともに、大阪労働局と連携して改正点にかかる説明会を実施したところです。

今後とも、女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化及び男性の育児休業取得の促進に向けたさらなる機運醸成に取り組んでいきます。

(回答部局課名)

府民文化部 男女参画・府民協働課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

a 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。

また、特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

(回答)

大阪府労働相談センターでは、女性が活躍できる社会の実現に向け取り組んでいるところです。

働く女性に焦点をあてた相談会における労働相談対応や、企業向けに啓発セミナーを実施しています。また働く女性も含めた、すべての労働者に関する労働関係法規をわかりやすく解説した啓発冊子を作成・配布するとともに、ホームページへ掲載しています。

また、改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）については、男性の育児休業取得促進を含めた啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」を作成し、配布やホームページでの公表を行うとともに、法改正のポイントやテレワークの活用方法について解説したセミナーを開催するなど、周知・啓発に努めております。

引き続き、関係法令の遵守等に向けた普及啓発と労働相談センターにおける労働相談の実施に努めてまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1, 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

b 女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、大阪府として各方面に働きかけること。

改正「DV 防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2022-2026)」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、2025年秋に、「大阪府こころの健康総合センター」建物内に移転し、これまでの病院拠点型から連携型に移行することとなったが、病院拠点型の医療とメンタルケアが同時にできるメリットが失われないよう利用者へのケアとプライバシーが守られる体制を整えることと、対応する医療従事者や相談員の充実を図ること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DV を含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認 (SOGI) に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

(回答)

◇危機管理室 治安対策課 ※下線

大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、令和7年10月の移転に伴い、病院拠点型から協力医療機関との連携型に移行しました。

移転先では診療所を併設し、被害者の診療が可能となるよう医師を確保するとともに、関係団体を通じて医療機関に協力依頼を行い、協力医療機関は従来の10病院（産婦人科のみ）から、約40機関（産婦人科、小児科、精神科、肛門外科、泌尿器科等）に拡充しています。

今後とも、被害者に寄り添った診療を提供できるよう、協力医療機関と診療事例の共有や意見交換等を行い、連携してまいります。

また、協力医療機関を対象とした性暴力対応看護職 (SANE) 研修受講料の補助制度や、支援員養成講座の実施により、対応する医療従事者や相談員の充実を図ります。

(回答部局課名)

危機管理室 治安対策課 ※下線部について回答

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

b 女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、大阪府として各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、2025年秋に、「大阪府こころの健康総合センター」建物内に移転し、これまでの病院拠点型から連携型に移行することとなったが、病院拠点型の医療とメンタルケアが同時にできるメリットが失われないよう利用者へのケアとプライバシーが守られる体制を整えることと、対応する医療従事者や相談員の充実を図ること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

(回答)

大阪府では、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」において、「女性の人権を尊重した表現の推進」を基本的方向性として位置付けています。同プランに基づき、府の広報・出版物について、男女共同参画の視点に立った表現が行われるよう、令和3年3月に「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」を作成し、女性の人権を尊重した表現の推進に取り組んでいるところです。

なお、本ガイドラインについては、その記載内容や表現方法等について府民等から寄せられた多くの意見を踏まえ、令和3年11月に改訂しました。

今後、府民、事業者等にも参考としていただけるよう、引き続き、情報発信に努めてまいります。

「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」については、大阪府ホームページに掲載し、周知に努めているところです。

DV 被害の防止においては、各機関の相談窓口等をまとめたリーフレットを作成し、大阪府ホームページに掲載しています。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日から25日）には、ドーンセンター、大阪府立中之島図書館等の府内28施設において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップするとともに、府民を対象にしたセミナーの開催などの啓発活動を行っています。

(回答部局課名)

府民文化部 男女参画・府民協働課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

b 女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、大阪府として各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、2025年秋に、「大阪府こころの健康総合センター」建物内に移転し、これまでの病院拠点型から連携型に移行することとなったが、病院拠点型の医療とメンタルケアが同時にできるメリットが失われないよう利用者へのケアとプライバシーが守られる体制を整えることと、対応する医療従事者や相談員の充実を図ること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

(回答)

性の多様性に関する府民の理解増進に向け、リーフレットの配布等、様々な媒体・手法により啓発を行うとともに、性的マイノリティの方が安心して行政サービスを受けることができるよう府職員向け研修を実施しています。

また、幅広い悩みや課題に総合的に対応するため、「大阪府人権相談窓口」を設置し、相談内容に応じて必要な助言を行うとともに、専門家への無料相談などによる支援も行っています。

相談窓口の周知については、府のホームページ、「大阪府人権相談・啓発等事業」ポータルサイト、Facebook、X(旧 Twitter)や啓発冊子など様々な媒体を通じ行っています。

(回答部局課名)

府民文化部 人権局 人権企画課

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3)ジェンダー平等社会の実現に向けて

b 女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、大阪府として各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、2025年秋に、「大阪府こころの健康総合センター」建物内に移転し、これまでの病院拠点型から連携型に移行することとなったが、病院拠点型の医療とメンタルケアが同時にできるメリットが失われないよう利用者へのケアとプライバシーが守られる体制を整えることと、対応する医療従事者や相談員の充実を図ること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

(回答) (※下線部について回答)

医療機関との連携などにより、出産後の子どもへの虐待リスクが考えられるなど、出産後の養育について出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦については、市町村の母子保健・児童福祉担当部署、教育委員会、府子ども家庭センターなどで構成される要保護児童対策地域協議会にて「特定妊婦」として登録し、継続した支援を行っております。

また、府においては、不妊・不育症等の相談窓口として「おおさか性と健康の相談センター」を大阪市とともに運営しているほか、平成30年に締結した協定に基づき、健康情報サービス「ルナルナ」において大阪府の特設ページを設置し、おおさか性と健康の相談センターや府内市町村が実施する補助制度について広報していただいているところです。

引き続き、不妊・不育症等で悩まれている方の相談体制の充実に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課（二重下線部）

健康医療部 保健医療室 地域保健課（下線、二重下線部）

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3)ジェンダー平等社会の実現に向けて

c 多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化するとともに、すでに連携を登録している自治体に対しては制度の創設を働きかけること。

加えて、人権に配慮し **LGBTQ** をはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

(回答)

大阪府は、性の多様性が尊重され、全ての人自分らしく生きることができ
る社会の実現をめざし、令和元年 10 月に「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定しました。

本条例に基づき、啓発リーフレットの配布等、様々な媒体・手法により、府民の性の多様性の理解増進に向けた取り組みを進めています。

さらには、令和 2 年 1 月から、パートナーシップ宣誓証明制度を実施していない府内市町村にお住まいの性的マイノリティの方を対象に「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を実施しております。

本制度の運用にあたっては、パートナーシップ宣誓書受領証の提示等により利用できるサービスの拡充等、性の多様性に配慮した取り組みが進むよう市町村や民間事業者に働きかけを行っていきます。府内市町村に対しては、制度の周知や制度導入時の相談に対応しています。

そのほか、制度を利用している方の転居に伴う手続の負担軽減を図るため、令和 8（2026）年 2 月 1 日現在で、府内市町村を含む全国 287 自治体間（22 府県 265 市町村）で連携しています。

(回答部局課名)

府民文化部 人権局 人権企画課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

c 多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化するとともに、すでに連携を登録している自治体に対しては制度の創設を働きかけること。

加えて、人権に配慮し LGBTQ をはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

(回答)

(下線部について回答)

○大阪府では、「福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー基準への適合を義務化するとともに、設計時に配慮すべき望ましい整備基準を規定したバリアフリーガイドラインの周知普及などを通じて、バリアフリートイレの設置など建築物のバリアフリー化を促進しています。

○令和5年5月にはバリアフリーガイドラインを改訂し、トランスジェンダー等の利用に配慮して、施設内にオールジェンダートイレを設置することを望ましい基準として新たに盛り込んだところです。

○また、令和7年度末に予定しているガイドラインの改訂においては、当事者の意見もお伺いしながら、オールジェンダートイレなど多様なニーズに応じた配置計画やプライバシーへの配慮など大阪・関西万博での先導的な基準や取組の反映等を行う予定としています。

○誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりに向けて、引き続き建築物のバリアフリー化に取り組んでいきます。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、**25年4月**から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口にすぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が**2025年4月**より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した支援を強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口が設置するよう働きかけを行うこと。

(回答)

本年**10月**に、カスタマーハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を講じることを義務付ける、改正労働施策総合推進法が施行されます。

大阪府労働相談センターでは、労使双方からの労働相談や医師等によるメンタルヘルス専門相談を実施しているほか、ハラスメントを含む労働問題に関する企業内研修への講師派遣などにおいて、「改正労働施策総合推進法」やそれに基づく指針等の周知・啓発に取り組んでいるところです。

あわせて、カスタマーハラスメントを含めた職場のハラスメントの防止対策をまとめた「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」をはじめ、各種啓発冊子の配布やホームページ掲載により、事業主等への周知・啓発に努めています。

府として、ハラスメント撲滅に向けた機運醸成が重要と考えており、来年度は、国や経済団体、業界団体、労働団体と連携し、官民一体となってオール大阪で、職場のハラスメント撲滅に向けた取組を検討しています。

また、中小企業等におけるカスタマーハラスメント対策を促進するため、商工会・商工会議所等の支援機関を対象として、専門家による講習会を開催するとともに、事業者の体制や従業員の相談先等を記載した職場啓発用のワークシートなどの整備に取り組んでいるところです。

令和8年度以降、これらの支援ツールも活用しつつ、広く企業や労働者に対して、カスハラ防止やその対策を講じてまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 (下線部)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(5) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が **2025 年 3 月**に改定した啓発冊子「女性活躍応援 **BOOK!**」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

(回答) (※下線部について回答)

府では、妊娠・出産を含めた将来のライフデザイン等を考えて健康管理を行うことを指す「プレコンセプションケア」を推進しており、今年度からは新たに女性を対象としたオンライン講座を開催するとともに、講座受講者を対象とするAMH検査や、医学的支援が必要な方への卵子凍結等に要する費用の助成制度を設けました。

引き続き、プレコンセプションケアの推進を行い、将来を見据えた健康管理を促していきます。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課 (下線部について回答)

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(5) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

(回答)

企業での「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが浸透するよう、法制度や助成金、相談窓口等を記載した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」を作成し配布するとともに、ホームページで公表しました。

さらに、育児・介護休業法と両立支援のためのテレワークに関するセミナーやトラブル例を踏まえた労働条件の変更の場面における法的ポイントを解説するセミナーなどを開催し、周知・啓発に努めております。

また、改正育児・介護休業法(2025年4月1日施行)により、在宅勤務(テレワーク)が導入義務の一つに位置付けられており、大阪府では令和2年10月から、テレワークの相談窓口(テレワークサポートデスク)を設置し事業者及び労働者へのサポートを実施しているところです。

不妊治療や卵子凍結の理解促進については、健康課題についてのセミナーの開催や啓発冊子を通じ、周知・啓発に努めております。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

a 「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について

中小企業振興基本条例制定済み市町村数が昨年から増加していない現状を踏まえて、未制定の府内市町村に対して、府の指導力をさらに強化し、条例制定に向け審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及し、条例策定市町村を増やすこと。

次に大阪府の中小企業振興策において、中小企業は工業高校と連携を密にし人材確保に努めること。人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の策定や、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。特に、府が推進する「**MBIO** (ものづくりビジネスセンター大阪)」を活用したDXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるための広報・連携体制の強化すること。

(回答)

大阪経済の発展・成長には中小企業の活性化が不可欠という認識のもと「大阪府中小企業振興基本条例」を踏まえ、商工労働部が中心となり、各部局と連携しながら、総合的な施策の企画立案や実施を行っています。

また、「大阪府中小企業振興基本条例」の理念及び府内市町村における中小企業の振興に関する条例の制定状況をとりまとめ、府ホームページで公表するなど周知を図っています。

加えて、中小企業振興に関する取り組みについては、**MBIO**をはじめとする支援機関を通じた取り組みを含め支援施策の紹介パンフレットを作成し、府ホームページで公表するとともに市町村に対して、周知協力を依頼するなど、広報周知に努めています。また、**MBIO** で実施するセミナー等について、府及び **MBIO** のホームページやメールマガジンを活用して、広報を行っています。

(回答部局課名)

商工労働部 商工労働総務課

下線部は、別回答（就業促進課）

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

a 「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について

中小企業振興基本条例制定済み市町村数が昨年から増加していない現状を踏まえて、未制定の府内市町村に対して、府の指導力をさらに強化し、条例制定に向け審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及し、条例策定市町村を増やすこと。

次に大阪府の中小企業振興策において、中小企業は工業高校と連携を密にし人材確保に努めること。人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の策定や、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。特に、府が推進する「**MOBIO**（ものづくりビジネスセンター大阪）」を活用したDXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるための広報・連携体制の強化すること。

(回答) (下線部について回答)

「**OSAKA** しごとフィールド」内に「高校サポートデスク」を設置し、高校からの相談に応じて、企業の取組や仕事内容を紹介する出前授業や交流会、インターンシップ等に協力していただける企業を紹介するなど、府内中小企業の魅力を発信しています。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

b ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、**2019**年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

(回答)

府では、府内ものづくり中小企業を対象に、(公財)大阪産業局とともに「ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO)」において、販路開拓や産学連携、知的財産の活用などの総合的な支援を行っています。また、(地独)大阪産業技術研究所 (以下「技術研」という。)において、研究開発や分析・評価などの技術支援を行っています。

この中で、中小企業の生産性向上と人材育成について、**MOBIO** において生産工程の見直しに役立つセミナーや、技術者の育成のための講習会を実施しているほか、技術研では、自動化システム、ロボット、AI等の研究成果を活かしたセミナーや研修の開催を通じ、中小企業が導入しやすく、生産性向上にも繋がるデジタル技術の普及等に取り組んでいます。

今後とも、生産性向上や人材育成など、府内ものづくり中小企業の支援に努めてまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

c 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

(回答)

大阪公立大学工業高等専門学校では、社会、時代のニーズに沿ったカリキュラムを展開し、グローバル社会で活躍できる高度な実践的技術者の育成を進めています。

学外者への施設・設備の活用支援については、教育環境整備の状況、在籍する学生に対する教育活動の状況をふまえ、実施しておりません。

なお、特攻科については、**2024**年4月入学生を最後に、学生募集を停止しており、本科については、**2026**年度入学者選抜において、小論文と面接による特別選抜、学力検査による選抜のいずれも志願者数が募集人員を上回っています。

(回答部局課名)

副首都推進局 公立大学法人担当 (傍線部について回答)

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

c 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

(回答)

技能五輪は、広く一般に、優れた技能に触れる機会を提供し、若者に技能への関心を高めてもらうことだけでなく、参加を目指す若年技能者に努力目標を与え、技能レベルの向上につながり、高度な技能人材の育成に資するものと認識しています。

大阪府では、技能五輪に挑戦しようとする若者に対し、大阪府職業能力開発協会と連携し、大会の周知、大阪府代表選手団への激励会の開催、大会優勝者の知事表敬訪問の実施など、大会参加者への支援に取り組んでいます。

今後も、こうした支援を行うとともに、中小企業の事業主等が行う職業能力開発の取組みを支援する施策の推進に努めてまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 人材育成課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

d 事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

「BCP 策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP 策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。

さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版 BCP 『これだけは！』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。

また、BCP の一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

(回答)

府と国は、中小企業の BCP 策定率の向上、事業継続力の強化を図ることを目的として連携協定を締結しており、「BCP 策定大阪府スタイル」として、「事業継続力強化計画」の策定と、府の「超簡易版 BCP 『これだけは！シート』」の活用促進を相互に協力して取り組むこととしています。

「事業継続力強化計画」に係る支援策の利用状況については、制度を所管する国において状況の把握・公表がなされています。府としては今後も、国や市町村、商工会・商工会議所、金融機関等と相互に協力しながら、BCP の策定支援を通じて事業継続力の強化に関する普及啓発を進めてまいります。

その中で、府の補助事業として、商工会・商工会議所において啓発・相談を実施しており、令和6年度は、簡易版 BCP シートの活用や、サイバーセキュリティ対策の啓発を行うセミナー・ワークショップを 28 回実施し、528 者の参加があったほか、経営相談による BCP 策定支援を 459 件実施しました。

引き続きこうした取組みを継続し、府内中小企業の事業継続力の強化を図ってまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 中小企業支援室 経営支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(2)取引の適正化の実現に向けて

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。特に、優越的地位を利用した買いたたきや一方的な契約変更といった不公正な取引慣行が依然として残っている現状を踏まえ、大阪府として実態把握と是正に向けた監視体制の強化を図ること。

(回答)

府では、発注企業や受注企業等が参加する取引適正化講習会や価格転嫁セミナーにおいて、近畿経済産業局や公正取引委員会と連携して、「パートナーシップ構築宣言」や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について説明しています。

また、(公財)大阪産業局との連名により、経済団体(関西経済連合会、関西経済同友会、大阪商工会議所)や発注企業に対して、取引適正化の推進にかかる啓発文書の送付を年2回行っており、その際、「パートナーシップ構築宣言」のチラシや、府が独自に作成した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のチラシを同封するとともに、府ホームページやメールマガジン等により広報を行うなど、各取組みの推進・拡大に向けて積極的な働きかけを行っております。

府では、中小企業が抱える取引上のトラブルの相談窓口として、国の取引かけこみ寺を「大阪産業創造館」内に設置しており、国が配置する相談員に加え、府独自で相談員を増員するなど、相談体制を強化して中小受託事業者への「しわ寄せ」防止対策に対応しています。

さらに、来年度は新たに、価格交渉等をサポートする専門家の派遣やセミナー等の実施を検討しており、実効性のある支援となるよう制度設計をしております。

なお、受託取引にかかる指導や監視体制の強化は国の権限に属するものであることから、国に対して、立入調査等による受託取引の監督強化を要望しています。

今後もさまざまな機会を捉えて、国に働きかけるとともに、(公財)大阪産業局と連携して、取引の適正化に向けた支援に努めてまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。

(回答) ※下線部について回答

大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、国土交通省が定める建設工事のインフレスライド制度を準用し、事業者の負担率は **1/100** としています。

本府においては、大阪府入札参加停止要綱第3条別表第12(1)に基づき、入札参加資格者が労働基準法違反により是正勧告を受け、商号等を公表された場合や、大阪府労働委員会の不当労働行為に対する救済命令が確定し、当労働委員会から情報提供がある場合は入札参加停止措置を行っているところです。

(回答部局課名)

総務部 契約局 総務委託物品課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」(ILO 第 94 号条約型)の制定を大阪府として積極的に推進すること。特に、府内自治体においては、業務委託や指定管理などの契約において、最低制限価格の設定が不十分であることや、労務費の適正な反映がなされていないとの指摘があり、条例による基準の明確化と実効性を確保すること。

併せて、総合評価入札制度を未導入の市町村に対しては、導入に向けた継続的な働きかけと体制整備支援を行い、その成果として導入に至った市町村名を明示すること。大阪府では、建設工事や建設コンサルタント業務において総合評価落札方式の導入を進めているが、市町村レベルでは導入が進んでいない自治体も依然として存在しており、地域間格差の是正を促進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

(回答)

※下線部について回答

賃金その他の労働条件は法律により制定すべきものであり、国の動向を注視するとともに、引き続き、最低賃金の引き上げを国に要望してまいります。

(回答部局課名)

総務部 契約局 総務委託物品課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」(ILO 第 94 号条約型)の制定を大阪府として積極的に推進すること。特に、府内自治体においては、業務委託や指定管理などの契約において、最低制限価格の設定が不十分であることや、労務費の適正な反映がなされていないとの指摘があり、条例による基準の明確化と実効性を確保すること。

併せて、総合評価入札制度を未導入の市町村に対しては、導入に向けた継続的な働きかけと体制整備支援を行い、その成果として導入に至った市町村名を明示すること。大阪府では、建設工事や建設コンサルタント業務において総合評価落札方式の導入を進めているが、市町村レベルでは導入が進んでいない自治体も依然として存在しており、地域間格差の是正を促進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

(回答)

府内市町村に対しては、総合評価入札制度をはじめとした「行政の福祉化」の取組みを啓発・周知するため、平成 17 年度から福祉部、契約局、商工労働部、人権局が連携し、説明会等を開催しており、令和 7 年度についても、市町村地域福祉担当課長会議、大阪人権行政推進協議会の機会を通じて、啓発・周知を実施しました。

市町村への働きかけについては、市町村ごとの庁舎規模や清掃範囲の違いから、一律に導入できるものではなく、市町村の状況に応じた働きかけが必要であると考えており、市町村アンケート結果も踏まえ、改正ハートフル条例の理念や府の取組みの周知・啓発を行うなど、今後も引き続き、庁内関係部局とも連携しながら、機会を捉えて各市町村へ周知・説明に努めてまいります。

また、各市町村における導入状況については、市町村アンケートの結果として、府ホームページにて公開しております。

(回答部局課名)

福祉部 福祉総務課 (下線部)

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(5) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）遵守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

(回答)

府では、国庫負担事業として、海外ビジネスに取り組む府内企業を対象に、人権研修を実施しています。大阪弁護士会をはじめとする府内関係団体と連携して「ビジネスと人権」などを主な議題として講師を招聘し、企業活動に直結するテーマについて研修を実施しています。

【参考】 これまでの研修内容

シリーズ「ビジネスと人権」

令和5年度 インターネット技術と人権

令和6年度 外国人労働者を含む労働者の権利の保護・尊重

令和7年度 企業に求められる人権配慮

～ダイバーシティの視点から～

(回答部局課名)

商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・スタートアップ支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(5) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO 中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

(回答)

労働環境課では、「公正採用選考人権啓発推進員」に選任された推進員を対象として、対面研修及びオンデマンド配信による「新任・基礎研修」を実施しています。

同研修の「企業と人権」の項目において、「社会的責任に関する国際基準・規格」として「経団連の企業行動憲章」や「ビジネスと人権に関する指導原則」、「グローバル・コンパクト 10 原則」などの啓発に努めています。

【参考】主な講座内容

<企業が人権問題に取り組む必要性>

偏見とは？差別とは？社会に潜む誤解は無くなっていない。営利企業がなぜ人権問題に取り組まなければならないのかを学ぶ。

<企業倫理に基づく社内体制>

法令遵守（コンプライアンス）の徹底や企業倫理に基づく社内体制の確立など人権研修を実施するメリットを認識する。

<企業の様々な人権活動事例>

個人情報保護など新たな人権問題、企業の海外進出による国内外の外国人労働者との関係など企業の様々な人権活動について学ぶ。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(6)産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。

このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。

また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

(回答)

府では、近畿経済産業局が運営する「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」に参画し、府立工業系高校や高等職業技術専門校などでの教育プログラムの実施に向けた協力を行っているところです。

学校関係者が集まる場で本コンソーシアムの取組みを周知する機会を設けるなど、工業高校を所管する所属とも連携をしています。

その成果として、府内では5校、教育プログラムを実施しており、今後も実施校拡大に向けて取り組んでまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 成長産業振興室 産業創造課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

2. 経済・産業・中小企業施策

(6) 産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。

(回答)

大阪府では、令和4年3月に策定した「第11次大阪府職業能力開発計画」に基づき、大阪の産業の成長を支える人材の育成を図るため、府立高等職業技術専門校（技専校）において、ものづくりの現場で必要な知識・技能を身につけ、企業の即戦力として活躍できる人材の育成を行うとともに、民間職業訓練機関と連携して、デジタルや介護・保育など幅広い分野の職業訓練を実施しているところです。

また、実践的キャリア教育を推進するため、就職活動前や就職活動期の学生に対し、企業や大学等と連携して、PBL（課題解決型授業）や出前講座の取組を進めています。

今後とも、関係機関と連携しながら、求職者や企業のニーズ等を踏まえ、様々な分野・ポジションで活躍する多様な人材の育成に努めてまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 人材育成課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

a 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議の設置状況を把握し、未設置自治体に対する設置支援と、設置済み自治体への人材確保、予算措置等の運営支援を強化すること。

(回答)

支援会議について、府内福祉事務所設置35自治体の内、23自治体に設置されています。令和6年の生活困窮者自立支援法改正において、生活困窮者を早期に把握し、必要な相談支援につなげることができるよう「支援会議」の設置が努力義務化されました。生活困窮者自立支援制度の役割と機能を果たすことができるよう、支援会議設置の意義等について、府内自治体に向けて周知を図ります。

また、生活困窮者自立支援制度を推進するため、自治体の事業実施状況や意見を十分に踏まえるとともに、必要な人に必要な支援を行い、各自治体が地域の実情に合わせ「地域づくり」を推進することができるよう、十分な財源措置を行うことを併せて国に要望しております。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

b 住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、市町村における地域居住支援協議会の未設置地域への設置支援、既設地域への運営支援を強化すること。

(回答)

令和7年10月の改正住宅セーフティネット法の施行により、市区町村単位の居住支援協議会設立が努力義務化され、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化が求められているところです。

大阪府では、従前から大阪府居住支援連携体制構築促進事業として、居住支援協議会を設立しようとする居住支援法人に対する補助や居住支援法人を集めた居住支援研修会・交流会の実施により、居住支援に対する理解促進や市町村域における居住支援協議会の設置を促進してきたところです。

加えて、大阪府が事務局を務める **Osaka** あんしん住まい推進協議会では、府内市町村の居住支援協議会の情報プラットフォームの役割を担い、各協議会の取組状況の集約・共有や情報交換等に取り組んでいます。

引き続き、府内の居住支援体制の整備に向け、支援を行ってまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課
福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

c 住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的に実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

(回答)

大阪府では、府内市町村に対して、各市町村域における人口・世帯、住宅ストックの状況、協議会未設置市町村における居住支援体制、福祉施設を含む属性別相談先等、居住支援にかかる基礎情報把握調査を依頼し、その分析を行っています。

また、こうした調査をきっかけの一つとし、市町村の住宅部局・福祉部局、当該市町村にて活動する居住支援法人や不動産事業者、福祉事業者等において、情報共有が図られるよう努めているところです。

引き続き、大阪府においては、府内市町村における現状・課題を吸い上げ、分析結果や先進事例を市町村へ還元するなど、居住支援体制の充実・強化が図られるよう情報共有等、連携を密にしていまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

d 「ホームレス特別措置法」の施行期間の延長と隠れホームレスの環境改善について

令和9年以降も継続的な施策実施が可能となるよう、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の有効期限の延長について、大阪府として国に要請すること。

また、同法の対象者に、ネットカフェ、簡易宿所、寮付き就労先、知人宅などに居住する統計に現れない層（いわゆる「隠れホームレス」）を正確に把握し、支援すること。

大阪府として、若年層、女性、DV被害者、児童養護施設退所者など、支援の網から漏れやすい層に対しては、アウトリーチや相談体制の強化を通じて、支援につながりやすい環境の整備を進めること。あわせて、民間支援団体との連携を強化し、障がい者、子ども、地域福祉など既存の支援会議との連携も図りながら、地域の実情に即した包括的な支援体制を構築し促進すること。

(回答)

全国自治体ホームレス対策連絡協議会として、国に対してホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の期限の延長を要望しております。

ホームレス自立支援施策は、生活困窮者自立支援法施行によって生活困窮者自立支援制度の枠組みに移行し、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含めて広くその対象となっていることから、府内自治体への周知を図り、支援につなげます。

来所することが難しい対象者について、訪問支援（アウトリーチ）が行えるよう、国に対して十分な財政措置を行うよう要望しています。各自治体が地域の実情に合わせ「地域づくり」を推進することができるよう、十分な財源措置を行うことを併せて国に要望しております。

DV被害者、困難な問題を抱える女性については、必要に応じて、府女性相談センターが一時保護を決定しています。また、令和6年度から、困難な問題を抱える若年女性を対象とし、早期把握からの相談対応や、居場所の確保、公的機関等の支援へつなぐアプローチを実施する民間団体に対し補助金を交付する「若年被害女性の早期把握事業」を行っております。

府では、従前より、児童養護施設や里親等のもとから自立を目指す子どもを

対象に、ビジネスマナーやお金に関する知識等を学ぶことができるソーシャルスキルトレーニングを行うほか、退所後の相談窓口を設置してきました。
また、措置解除者等、自立支援を必要とする児童等を対象に、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業を令和6年4月から実施しており、社会的養護経験者等が必要な支援を適切に受けることができるよう取り組んでいます。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課 (下線部回答)

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

d 「ホームレス特別措置法」の施行期間の延長と隠れホームレスの環境改善について

令和9年以降も継続的な施策実施が可能となるよう、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の有効期限の延長について、大阪府として国に要請すること。

また、同法の対象者に、ネットカフェ、簡易宿所、寮付き就労先、知人宅などに居住する統計に現れない層（いわゆる「隠れホームレス」）を正確に把握し、支援すること。

大阪府として、若年層、女性、DV被害者、児童養護施設退所者など、支援の網から漏れやすい層に対しては、アウトリーチや相談体制の強化を通じて、支援につながりやすい環境の整備を進めること。あわせて、民間支援団体との連携を強化し、障がい者、子ども、地域福祉など既存の支援会議との連携も図りながら、地域の実情に即した包括的な支援体制を構築し促進すること。

(回答)

ホームレスの自立を支援するため、「令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（商工労働関連）」において、国に対し、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の法期限の延長など必要な措置及び「ホームレス就業支援事業」の委託費の予算を適正な水準で確保することを要望しております。

また、大阪府も参画する全国自治体ホームレス対策連絡協議会においても、国に対してホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の期限の延長を要望しております。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

a がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

(回答)

- がん教育については、平成27年度からがん対策基金を活用し、がんに対する正しい知識の普及を行うほか、子宮頸がんに重点をおいた事業を大阪公立大学と連携して実施し、学生時代から検診の重要性について知ることにより、卒業後も引き続き定期的な受診の定着をめざすため、啓発動画やチラシを作成し、キャンパス内で放映、配布するなど、がん検診の重要性を呼びかけてきたところです。
- また、市町村に対しては、啓発資材の提供や研修会の実施などにより支援するとともに、府としても受診率向上に向けたイベントの開催や、その際にチラシを配布する等、あらゆる機会で行っています。
- 本府としましては、引き続き、若年や受診対象となる世代に当事者意識が芽生えるよう、市町村や医療保険者等と連携しながら、検診の受診率向上に努めてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

b 口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

(回答) ※下線部について回答

大阪府では、高齢者の口腔機能評価の手法等を紹介した介護サービス事業所向け「短期集中予防サービス（通所型）」ガイドブックを作成しており、本ガイドブックを活用いただくことで、市町村において介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう支援しています。

また、市町村の介護予防事業等に従事し、口腔機能の評価や課題解決への支援ができる専門職を養成・育成するための研修会を毎年度、開催しております。これらの取組を通じて、引き続き市町村支援に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

b 口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

(回答)

- 市町村が実施する歯科健診（歯周疾患検診）等の歯科口腔保健事業について、各市町村の取組状況を集約し、会議等で共有することで好事例を展開する等、市町村支援に取り組んでいます。
- 引き続き、市町村や関係団体等と連携し、取組みを進めてまいります。

(回答部局課名) 下線部について回答

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援策

(3) 医療提供体制の整備に向けて

① 医療人材の処遇改善について

すべての医療従事者の処遇改善に向けて、医療機関に対しベースアップ評価料の算定などの取り組み支援を行うとともに、**2026**年度診療報酬改定などを通じて、さらなる処遇改善施策が実行されるよう、国に働きかけること。

(回答)

大阪府では、今年度実施している生産性向上・職場環境整備等支援事業において、ベースアップ評価料を届出している医療機関を対象とし、医療機関がベースアップ評価料で手当されている部分とは別に更なる賃上げを行った場合、その上乗せ部分を補助の対象とするなど、医療従事者の処遇改善を支援しています。

また、医療機関の危機的な状況の中、実情を踏まえた診療報酬制度の見直しを国に要望し、令和8年度からは、診療報酬改定率が**30**年ぶりに**プラス3%**を超える大幅な改定となりました。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援策

(3)医療提供体制の整備に向けて

b 医療人材の勤務環境改善について

平時・有事を問わず、医療現場の労働者が安心して働き続けられる職場環境づくりや体制整備に向けて、地域医療介護総合確保基金などを活用し、働き方改革や業務負担軽減などもさらに推し進めること。

(回答)

大阪府では、府医療勤務環境改善支援センターを設置し、働きやすい勤務環境整備に関する相談対応など、府内の医療機関における勤務環境の改善に向けた取り組みを支援しています。

また、地域医療介護総合確保基金を活用し、ICT 機器の導入やタスクシェアリングに伴う人材雇用等の、勤務医の労働時間短縮に資する取組みを行う病院や、地域医療提供体制の確保を目的に、地域の医療機関に継続的な医師の派遣を行う大学病院等へ財政支援を実施しています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(3) 医療提供体制の整備に向けて

c 効率的な医療提供体制の構築にむけて

第8次大阪府医療計画の「新興感染症の発生・まん延時に備えた医療体制整備」において、感染症予防計画に基づく新興感染症にかかる医療体制および通常医療の提供体制を着実に構築すること。

(回答)

新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制については、感染症法、大阪府感染症予防計画及び大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、平時から医療機関と協定を締結し、**4000**床を超える病床や、**1**日あたり**30,000**人以上の患者に対応可能な発熱外来などの体制を確保しています。

加えて、民間宿泊業者や検査機関等とも協定を締結し、宿泊療養及び検査に係る体制についても整備を図っています。

新興感染症の発生時には、感染症医療及び通常医療の体制を確保するため、各関係機関に対し協定に基づく措置を講じるよう要請するなど、感染状況等にに応じて迅速かつ的確に医療提供体制の構築を図ってまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(4)利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて

a 地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

(回答)

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活できるよう、市町村において、介護予防や高齢者の社会参加の場づくりに取り組んでいるところです。大阪府では、こうした市町村の取組を推進するため、専門職による支援体制の構築や地域の支え合い活動の創出支援などを行っております。

また、利用者やご家族の意向に沿いつつ、適切なアセスメントにより、利用者の有する能力、置かれている環境等に応じて必要なサービスを提供する介護予防ケアマネジメントが重要となることから、大阪府としては、市町村において、適切な介護予防ケアマネジメントが実施されるよう、専門職の育成や研修会の開催等により市町村支援に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(4) 利用者が安心して住み慣れた地域でくらし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて

b 介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。併せて、介護職員等処遇改善加算ではなく基本報酬を引き上げるよう国に働きかけるとともに、介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた大阪府独自の相談・支援体制を構築し、取得促進をはかること。

(回答)

処遇改善加算の方法等の職員への周知については、加算要件にあたることから、集団指導や運営指導において周知・確認しています。

介護職員の処遇の改善については、制度を所管する国において必要な措置を講じるものであるため、

- ・引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、介護支援専門員も含め、介護職員の処遇改善が確実になされるよう、更なる財源措置を行うこと。
- ・事務手続きの簡素化や制度の弾力的運用など、法人・事業者の負担軽減を図ること。
- ・事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるように、加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。

について、国に要望しているところです。

また、令和7年11月に閣議決定された国の「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度報酬改定において、必要な対応を行うこととし、3年毎の報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う」ことを目的に、所要の費用を補助する事業が盛り込まれたことから、府においても、介護事業者に対し、必要な支援に取り組んでまいります。

介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、今年度、取得促進のための支援事業として、事業所への架電や訪問による支援を実施しています。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(4)利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて

d 介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、事業者への周知徹底をはかること。

(回答)

介護保険法において、介護保険施設や指定居宅サービス事業所の人員、設備及び運営の基準は都道府県（指定都市、中核市）が条例で定めること、とりわけ人員については厚生労働省令で定める基準に従い定めることが明記されており、大阪府条例で定める基準に従い職員が適切に配置されるよう、指導に努めているところです。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(4) 利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて

e 認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

(回答)

府では、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を踏まえ令和6年3月に策定した「大阪府認知症施策推進計画 2024」において、「認知症への理解増進・相談体制の整備等」など4つの施策の方向性を示し、認知症サポーターの養成促進、若年性認知症コーディネーターによる就労支援や医療・介護従事者の認知症対応力向上のための研修の実施等、様々な取組を進めているところです。

とりわけ9月の認知症月間においては、市町村や関係団体とも連携し、啓発イベントや府内の事業所や市町村庁舎、中・高等学校などで啓発ポスターの掲示を行うなど幅広い世代に向け認知症への正しい理解の普及・啓発活動を集中的に実施しました。

また、若年性認知症の就労支援に係る企業等への啓発につきましては、これまでも企業の人事労務担当者や産業保健スタッフに対する啓発セミナーや啓発リーフレットの配布等を行っておりますが、今年度は、より就労支援に特化した内容での研修会の実施や啓発リーフレットの改訂を行うなど取組を強化したところです。

引き続き、若年性認知症を含む認知症の人やご家族が住み慣れた地域で希望を持って暮らしていける社会をめざして取組を進めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(4) 利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて

f 認知症に関する条例制定に向けて

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど府内市町村の条例制定を促進すること。

(回答)

令和6年1月に施行されました「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では都道府県、市町村に対して「認知症施策推進計画」の策定が努力義務として定められたことを受け、現在、一部の市町村におきまして計画策定に向けた準備・検討を進めていると伺っております。

府としましては、市町村における状況を把握するとともに、適宜、情報共有を図るなど広域自治体として市町村の取組を支援しているところです。認知症に関する条例につきましては、地域の実情に応じて各市町村で制定の要否を判断されておりますが、府としましても国や他自治体の動きを注視するとともに、必要に応じて市町村に対して情報提供を行うよう努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

a 保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、府内市町村と連携した大阪府独自の改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。

併せて **2026** 年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪単独予算による更なる職員配置や職場環境を改善するとともに、研修機会の確保に努めること。

(回答)

大阪府や各市町村においては、子どもの保育環境や職員の働く環境の維持向上等に向け、例年施設への立ち入りによる監査等を実施しており、更には職員への事故防止研修や教育・保育要領に関する研修などを実施することにより、保育の質の向上に取り組んでいるところです。

処遇改善の水準については、国において公定価格の中で検討・実施されています。

保育士の処遇改善としては、平成 **27** 年度以降、経験に応じた昇給の仕組みの整備等、徐々に公定価格の改善が進み、これまで約 **9%** の改善がなされています。加えて、一定以上の経験年数があり、所定の研修を修了した中堅の役職職員に対する更なる処遇改善等が実施されています。

あわせて、人事院勧告に準拠した公定価格の基本分単価等の引き上げも行われており、平成 **25** 年度から令和 **6** 年度までで累計 **24.9%** の改善がなされています。また、令和 **7** 年度においても **5.3%** の改善が行われています。

府としては、引き続き、保育士等の処遇改善について国に要望してまいります。

こども誰でも通園制度については、令和 **8** 年度からは法律に基づく新たな給付制度として実施され、国の定めた公定価格により支給されます。

また、国により、子育て支援員研修に本制度用の新たな研修コースが創設され、従事するすべての職員が本制度の意義や目的を理解し、認識を共有するための研修教材を開発する調査研究が実施されているところです。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

b 保留児童・隠れ待機児童の減少に向けて

2017年度以降、待機児童数は減少傾向にあるが、待機児童に含まれない保留児童・隠れ待機児童数は増加傾向にある。府内全域の保育需要・動向について分析と見える化を推進し、広域行政としての役割を果たすこと。

また、2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、市町村を含めた所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

(回答)

保育の提供体制については、実施主体である市町村が、子ども・子育て支援に係る地域の利用状況や利用希望等を把握したうえで策定する「市町村子ども子育て支援事業計画」をもとに、整備等を行うものです。

府としては、保留児童・隠れ待機児童を含めた待機児童の解消に向けて、就学前教育・保育施設整備交付金を活用した保育所の整備等に取り組む市町村の支援に努めるとともに、府内の保育人材の確保方策を進め、受け入れ枠の確保や拡大を図ってまいります。

また、府内市町村の参画を得て設置した待機児童対策協議会において、市町村の利用定員の状況や人材確保策の共有など情報共有を図るとともに、保育士等の子どもの優先入所や保育士・保育所支援センターの活用を推進し、市町村や関係機関との連携に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

c 地域子ども・子育て支援事業支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

(回答)

地域子ども・子育て支援事業については、実施主体である市町村が、子ども・子育て支援に係る地域の利用状況や利用希望等を把握したうえで策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施しています。

府としては、子ども・子育て支援交付金や関係情報の迅速な提供等により、市町村の支援に引き続き取り組むとともに、地方が自らの責任と創意工夫で多様な支援施策等が提供できる仕組みとするため、必要となる十分な財源を恒久的・安定的に措置するよう、引き続き、国に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

d 子どもの貧困対策と居場所支援について

府内地域での支援体制や施策の充実度の差に加えて、多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援に地域差が出ることのないよう市町村への支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

(回答)

府では、令和7年3月に策定した「第3次大阪府子どもの貧困対策計画（R7～R11年度）」に基づき、関係部局と連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取組を推進しています。

また、課題を抱える子どもや保護者へのアウトリーチ型支援や支援につなぐ人材の定着、ノウハウの蓄積等に資する市町村の取組みを子どもの貧困緊急対策事業費補助金により支援しています。

加えて、毎年度、市町村説明会において市町村に対する国及び府の支援について情報提供を行っています。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

e 居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

(回答)

子どもの居場所については、毎年子ども食堂の場所や開催情報について取りまとめ、HPにおいて公表しています。また、今年度から子ども食堂マップを作成し、公表したところです。

子ども食堂については、府の子ども輝く未来基金を活用し、子ども食堂等で使用する学習教材の購入等への支援や、国の臨時交付金を活用し、缶詰・レトルト食品等の食品セットを配付する事業を実施しています。また、市町村に対しては、子ども食堂等の居場所への運営補助等への支援や、子ども食堂等と地域の関係団体との連携等への補助を実施しています。

引き続き、子ども食堂等の居場所に関する取組みを支援していきます。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

f 子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

(回答)

大阪府の子ども家庭センターにおける令和6年度の児童虐待相談対応件数は、**15,561**件であり、平成27年度以降1万件を超える高い水準で推移しております。

児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事案に対応するため、大阪府では、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、育成をすすめてきたところです。

関係機関との連携については、児童虐待通告事案の全件を大阪府警察と共有しているほか、各子ども家庭センターに市町村支援担当者を配置し、各市町村の状況に応じた助言等の支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会において積極的な助言等を行っています。

引き続き、地域のネットワークを最大限活用することにより、児童虐待の未然防止や早期発見に取り組むとともに、必要な支援を行ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

g ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

(回答)

大阪府では、ヤングケアラーへの支援を進める必要があるとの認識のもと、市町村、事業者や学校とも連携した取組みが進められるよう、府の施策の方向性と具体的取組みを示すため、大阪府ヤングケアラー支援推進指針を令和4年3月に策定し、①社会的認知度の向上、早期発見・把握、②プラットフォームの整備、③支援策の充実について、重点的に施策を推進してきました。令和6年12月には、同年6月の子ども・若者育成支援推進法改正により、都道府県の役割が明確化されたことなどを踏まえ、同指針を改定しました。

具体的には、社会的認知度の向上、早期発見・把握の取組として、ポスター等による周知啓発や、市町村職員や福祉専門職等を対象とした研修を実施しており、本人や周囲の関係者の気づきを促す取組を行っています。

プラットフォームの整備を図るため、市町村支援の取組みとして、市町村職員、コミュニティソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー、民間支援団体等が参加する市町村担当課長会議を開催し、好事例の共有や意見交換会の実施等を通じて、福祉・教育等関係機関の連携体制の構築を行っています。ヤングケアラーの相談窓口については、市町村に設置を働きかけるとともに、府のホームページにおいて各市町村の相談窓口情報を掲載しています。

支援策の充実としては、令和7年度より府において、**18歳以上**のヤングケアラーを対象としたピアサポート事業を実施しており、家族のケアを経験したピアスタッフや福祉専門職による相談窓口の設置や、同じ経験をもつ仲間と交流できるオンラインサロンの開催等を行っています。また、大阪府福祉基金を活用して、ヤングケアラー支援に取り組む9団体に助成を行い、地域におけるヤングケアラー支援力の向上を図っております。

今後とも、同指針に基づく取組みを通じて、子どもや若者が家族の世話のために自身の可能性を諦めることなく、自分の将来を自分で切り拓いていくことが叶う社会の実現に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 青少年支援課 (下線部分について回答)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

g ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

（回答）

府立高校においては、ヤングケアラーに関する実態調査を実施しており、ヤングケアラーの実態を早期に発見・把握し、適切な支援につなぐことができるよう取り組んでいます。

ヤングケアラーの支援には、ケアを要する家族に適切なサービスを提供し、ケアの負担を軽減、解消することが重要であり、教育庁だけではなく関係部局との連携が必要不可欠であると認識しています。

そのため、福祉部が事務局となっている庁内横断的な「ヤングケアラー支援関係課長会議」において、府立高校におけるヤングケアラーの実態調査の結果や今後の取組みの方向性について情報共有しながら、引き続き、ヤングケアラー等の様々な課題を抱える子どもたちを支援してまいります。【高等学校課】

小中学校においては、府内小学校5・6年生を対象に実施する「すくすくウォッチ」のアンケートに設定したヤングケアラーの把握に関わる項目の結果分析を、各校での児童への関わりに生かしたり、市町村教育委員会における取組み改善につなげたりできるよう、市町村教育委員会に対して指導助言を行っています。

また、この結果分析をふまえて作成したリーフレット「ヤングケアラーの支援に向けて」において、生活アンケート等の項目の工夫や、支援に入る際の子どもへの配慮等について示し、市町村教育委員会を通じて各校に配付するとともに、研修等の機会を通じて説明を行い、専門家や関係機関との連携による支援の充実を促しています。

加えて、ヤングケアラー対応を担う窓口である子ども家庭センターや市町村福祉部局との連携が進むよう、スクールソーシャルワーカー連絡会等を通じて、要保護児童対策地域協議会での支援の進め方について府福祉部局からの説明や、市町村コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーが連携に向けて協議を行う機会を設けており、適切な支援に向けた仕組みの構築に努めているところです。【小中学校課】

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかるとともに、市町村とも連携を強化し、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。加えて、給特法等の一部改正により教職調整額が上がり、処遇改善としては一歩前進ではあるが、長時間労働是正策、教員一律の加算等、給特法の廃止もしくは抜本的な見直しを含め、引き続き国に強く求めること。

（回答）

教員の働き方改革、長時間労働の是正は喫緊の課題であると認識しています。府立学校においては、長時間勤務の解消にむけて令和6年2月に定めた府立学校における働き方改革の取組に基づき、部活動方針の遵守など府立学校全体の課題に応じた取組をすすめてきました。

令和6年度からは長時間勤務が課題となっている府立学校の校長に対し、個別にヒアリングを実施して、改善にむけた取組の実行を求めているところです。

また、学校の個別実情に応じた取組をすすめるため、令和7年度より新たに学校の働き方改革に専門的知見を有するコンサルタントを派遣する伴走型支援を開始しました。

今後とも長時間勤務の縮減にむけた取組をすすめ、教員の負担軽減とワークライフバランス実現させてまいります。

市町村教育委員会における働き方改革については、その取組が進むよう必要な指導、助言等の働きかけを行ってまいります。

給特法等の一部改正については、学校教育の質の向上に向けて教員に優れた人材を確保する必要があることを鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進、教員の処遇改善を一体的・総合的に進めるために実施されました。本府としては教員の処遇改善を国の責任と負担により着実に実施するとともに、地方に財政負担が生じることのないよう必要な財政措置を講じるよう要望を行いました。

給特法の見直しと処遇改善については、教員に優れた人材を確保するため、人材確保法の趣旨を踏まえて、教職調整額の引上げ等、教員の処遇改善を着実に実施するとともに、地方に財政負担が生じないよう、国の責任と負担により確実な財政措置を講じるよう要望を行いました。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員企画課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

4. 教育・人権・行財政改革施策

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

（回答）

府教育庁では、スクールカウンセラーについては、府立高校の教育相談機能の充実をめざし、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」の中で、公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを全ての府立高校に配置しています。また、令和6年度以降、生徒の不登校の要因等を適切にアセスメントし一人ひとりの状況に応じた支援につなげられるよう、不登校の課題の大きい府立高校に対して、スクールカウンセラーの配置を拡充しています。

スクールソーシャルワーカーについては、これまでの配置体制では勤務時間や回数が固定され柔軟な活用ができないという課題がありましたので、今年度より大阪府下を7つのエリアに分け、各エリアにSSWが週4日勤務するSSW拠点校を設置し、拠点校以外の学校も柔軟かつ即時的にSSWを利用できるよう、拠点校のSSWが管轄エリアの学校を巡回訪問する制度に改めました。

また、生徒の困難な状況の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあることから、拠点校とは別に、エンパワメントスクールをはじめ、高等支援学校、高等学校定時制の課程等の一部の学校にはSSWの配置を継続するとともに、府立学校向けSSW定期相談会の開催や、SSW未配置校へのSSWの定期巡回などを実施することにより、すべての府立高校が専門家に相談できる体制を構築しています。

今後も、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置については、活動報告書や事業調査等を通じて活用状況等を整理することにより、事業の効果的な運用に努めてまいります。
【高等学校課】

府教育庁として、スクールカウンセラー活用事業を実施し、政令市を除く全中学校にスクールカウンセラーを週1回配置していましたが、小学校で生徒指導上の課題が顕在化していること、それに伴い児童や保護者からの相談が増加していることから、令和6年度から、政令市を除く全小学校に対してスクールカウンセラーを定期的に配置できるよう拡充を行っています。

また、府の事業として、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを政令市・中核市を除く府内すべての中学校区に週1回配置できるよう、市町村

に府から補助を行って福祉機関等との連携促進を図っています。

相談実績等については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーともに定期的に把握し、府内の生徒指導上の課題の傾向や、ケースに対するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの関わり等について分析し、より効果的な連携のあり方について連絡会等の機会を通じて伝えています。

【小中学校課】

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

4. 教育・人権・行財政改革施策

(3) 府立高校の統廃合について

統廃合により通学距離の増加や地域の教育の機会が減少するとともに、学校の閉校に伴う在校生や進学希望者の進路への影響、再編による教職員の異動や再配置、特色ある学科やカリキュラムが消失するなど、多くの課題に影響をきたす。地域が持つ特有の文化や自然環境資源の教育ニーズに応じた柔軟な学校づくりや地域包括的な教育機関の推進をめざすこと。

（回答）

府教育庁では、大阪府立学校条例及び、府立高等学校再編整備方針、府立高等学校再編整備計画に基づき、今後の生徒数減少を見据え、教育内容の充実と就学機会の確保を前提とした効果的かつ効率的な学校配置を両輪とし、活力ある学校づくりをめざした再編整備に取り組んでいるところです。

また、今後も生徒数減少が続く中、生徒数の減少は府内一律に進むわけではないため、教育の普及及び就学の機会の確保の観点をもふまえ、学校配置のバランスを検討する必要があると考えております。特に、府立高校数の減少が進む地域においては、地域の拠点的な学校の設置という観点も含め検討が必要であると考えており、その旨を本年11月に策定した府立高校改革アクションプランの中で、今後の再編整備の方向性としてお示ししたところです。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(4) 奨学金制度の改善について

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の見切りや退学することがないように、大阪府独自の給付型奨学金制度の対象者を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。また、企業向けの「大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業」については、事業の効果・検証を行い、必要に応じて事業を継続するなどの予算措置を講ずること。

(回答)

奨学金返還支援制度導入促進事業については、企業規模を問わず採用が厳しい状況下で、奨学金を返還しながら働く従業員の負担軽減を図り、府内中小企業の人材確保・定着につなげることを目的に、令和5年度から緊急かつ集中的に実施してきました。

これまでに制度を導入した **3,778** 社の企業規模をみると、中小企業の中でもとりわけ採用の困難性が高い小規模事業者が **2,996** 社で約8割を占めており、採用活動における制度面での魅力づくりについて先導する効果が一定あったものと考えております。

一方、人材確保・定着支援の直接的効果としては、現時点では、本制度導入後の採用者のうち、実際に奨学金の返還支援を受けた従業員は **17.6%**にとどまり、必ずしも十分でなかったことが分かりました。

人材確保・定着には、奨学金を返還しながら働く従業員の負担軽減も有効であることから、モデルとなる事例を広く発信することにより制度導入を促進するとともに、負担軽減については、現在ご審議いただいている、業務改善・賃上げ促進事業などの「中小企業向け賃上げ促進支援パッケージ」により支援していきたいと考えています。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

4. 教育・人権・行財政改革施策

(4) 奨学金制度の改善について

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学への断念や退学することがないよう、大阪府独自の給付型奨学金制度の対象者枠を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。また、企業向けの「大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業」については、事業の効果・検証を行い、必要に応じて事業を継続するなどの予算措置を講じること。

（回答）

向学心に富みながら経済的に困難な状況にある高校生等に対する奨学金事業は、都道府県や都道府県が所管する公益法人において実施することとなっており、大阪府では、公益財団法人大阪府育英会（以下、「育英会」という）がその運営を担っているところです。

育英会では、民間企業や府民の方々等からの寄附を原資とした給付型奨学金制度を創設、運営しております。具体的には、平成 23 年度には「USJ 奨学金」を、平成 26 年度には「夢みらい奨学金」をそれぞれ創設し、高校生等の進級時や進路確定時に奨学金を給付してきました。

両奨学金については、これまでも、一定水準以上の寄附金が確保できるようになった時点で、対象者枠を拡充してきたところです。

引き続き、対象者枠を維持・拡充することができるように、広く寄附を呼びかける等して、資金の確保に努めてまいります。 【私学課】

府教育庁では、教育の機会均等を保障する観点から、給付型奨学金、第 1 種奨学金（無利子）における選考基準の緩和、給付金額の拡充、所得連動返還型奨学金の拡大等について、文部科学省、及び日本学生支援機構に対して、要望を行っております。 【高等学校課】

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 私学課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(5)労働教育のカリキュラム化について

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

(回答)

府立高等学校においては、教科「公民」において、現代社会の特質や社会生活の変化とのかかわりの中で職業生活をとらえさせ、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせたり、雇用や労働問題を取り扱う際に、労働組合の役割も含め労働保護立法等について理解させたりしております。

加えて、「総合的な探究の時間」等を活用し、大阪弁護士会等の外部講師による雇用や労働に関する講演会や企業等と連携した体験活動を実施するなど、社会との関わりを意識した教育活動を進めております。

また、府立高等職業技術専門校（技専校）においては、就職セミナーの一環として、賃金や労働時間をはじめとした働くルールについての講習を行っております。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 人材育成課（下線部）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(6) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

(回答)

大阪府では、「ネットハーモニー」及び「大阪府人権相談窓口」を設置し、専門の相談員が助言や情報提供を行うとともに、専門家による無料相談などを行っています。

両相談窓口の周知について、鉄道駅での広報物の配架や府内の学校に通う児童生徒約88万人への啓発カードの配布をはじめとする多様な手段を活用するとともに、関係機関と幅広く連携しながら取り組んでいます。

今後も様々な機会をとらえて、両相談窓口の認知度の向上に努めてまいります。

また、近年インターネット上の人権侵害事案が増加し、その態様も複雑化・多様化している状況を踏まえ、相談事例の分析を進めるとともに、相談員の専門性向上や対応力の強化に努め、相談現場における支援の充実を図ってまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材を確保し、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、市町村と連携したうえで促進すること。併せて、市町村HPから **my door OSAKA** (マイド・ア・おおさか) へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

(回答)

・府では、市町村ニーズに応じて外部デジタル人材を共同確保する取組として、「大阪版デジタル人材シェアリング事業」を令和5年度より実施しております。本事業には、昨年度は14市町(※1)、今年度は19市町(※2)が参画しており、このような取組を通じて、府内市町村のデジタル化を進めているところです。

・個人に合わせた最適な情報発信やオンラインによる行政手続等を提供する **my door OSAKA** (マイド・ア・おおさか) については、堺市、岸和田市、豊中市及び羽曳野市の4市が参画しております。また、各市HPに **my door OSAKA** での取組内容やリンクを掲載するなど、参画市と連携しながら利用者数拡大に向けた広報活動を推進しております。

引き続き、さらなる市町村参画を図るとともに、サービスの拡充と利用者数の拡大に努めていきます。

・デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けては、地域での取組を促進するため、令和3年度より、情報通信事業者等の協力を得て、デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない方を対象に、公民館等の身近な場所でICT機器・サービスの利用方法の相談や学習を行うことができるスマホ教室を開催しており、今年度は府内14市町(※3)で実施しました。今後も事業者等との連携を通じて、デジタル機器に不慣れな方への対応促進に努めていきます。

(※1) : 堺市、岸和田市、吹田市、守口市、茨木市、富田林市、河内長野市、門真市、藤井寺市、四條畷市、大阪狭山市、忠岡町、熊取町、太子町

(※2) : 岸和田市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、茨木市、富田林市、和泉市、箕面市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、忠岡町、熊取町、太子町、河南町

(※3) : 大阪市、吹田市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津

市、東大阪市、泉南市、四條畷市、島本町、豊能町、岬町

(回答部局課名)

スマートシティ戦略部 戦略推進室 戦略企画課
地域戦略推進課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(8) 「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向けて、府内市町村との連携を強化し、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

(回答)

マイナンバー制度については、市町村における普及促進の取組が円滑に行われるよう、国に対して引き続き要望を行うとともに、大阪府ホームページにおいて国の通知や広報内容を案内することなどにより、マイナンバーカードの更新や、本制度の安全性・利便性も含めた、周知や普及促進を図ってまいります。

(回答部局課名)

財務部 行政 **DX** 企画課

総務部 市町村局 行政課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(9) 府民の政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

要介護 3 まで拡大するには法改正が必要なことから、大阪府としても国に対してはたらきかけること。

(回答)

①電子投票について

電子投票は、投開票事務を担う市町村が条例により導入できるとされており、都道府県の選挙では、当該条例を制定した市町村の区域においてのみ電子投票を行う条例を制定できます。

大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙における電子投票条例の制定は、現在検討中です。

②郵便等投票について

郵便等投票は、個々の手続が法令で厳格に規定されているため、都道府県で独自に手続を簡素化できるものではありません。

なお、郵便等投票の対象者の拡大については、都道府県選挙管理委員会連合会として、国に要望しています。

(回答部局課名)

選挙管理委員会事務局

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、**2030**年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、**外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。**

また、**2025年5月12日**に公正取引委員会が、食品業界の商慣習である「**3分の1ルール**」が独占禁止法上の「**優越的地位の濫用**」に該当する可能性を指摘したことを受け、大阪府としても「**おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**」に参画する事業者に対する周知を行い、商慣習の見直し（納品期限の緩和、適正発注等）に向けた取り組みを推進すること。

(回答)

府は、大阪府食品ロス削減推進計画（以下「本計画」という。）の中間年にあたる令和7年度に、これまでの府の取組状況の成果や、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（**2025年3月25日変更**）を踏まえた見直しを行い、令和8年3月末までに、本計画を改定する予定です。

改定後の本計画では、新たに「家庭における食品の使いきりの推進」、「食品の売りきり・食べきりの推進」、「未利用食品の有効活用」という3つの基本的施策の柱を掲げ、小売店と連携した削減キャンペーンの実施をはじめ、「売りきり」・「食べきり」の徹底や、食品寄附の拡大支援など、**2030**年度までの目標達成に向けて、食品ロス削減の取組を加速させるため、具体的な取組内容を盛り込んでいます。

このうち、「**おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**」（以下「本制度」という。）については、食品ロス問題や環境問題に関心のある事業者に対して、積極的な働きかけを行い、令和**8**年1月末現在で、計**65**事業者（令和7年4月から令和8年1月末までの新規登録者は計**12**事業者）が参画しています。

また、本制度に参画している事業者に対して、府は、メール配信やセミナーの場などを活用して、食品ロス削減の取組事例や、国の動向などの関連情報を提供しており、商慣習の見直し（納品期限の緩和、適正発注等）に向けた取組についても、周知を図っていきます。

引き続き、多くの事業者が本制度へ参画することを促進するとともに、食品ロスのより一層の削減に向けて取り組んでいきます。

(回答部局課名)

環境農林水産部 流通対策室 ブランド戦略推進課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

(回答)

フードバンク活動は、食品ロス削減の有効な取組の一つとして認識しています。このため、令和8年3月末までに改定予定の「大阪府食品ロス削減推進計画」(以下「本計画」という。)において、基本的施策の柱の一つとして「未利用食品の有効活用」を掲げ、フードバンク活動団体に対し、補助金などの国の施策を周知し、フードバンク活動や地域における円滑な食品アクセスの確保に関する体制づくりを支援することを定めています。

具体的には、農林水産省をはじめとした国の省庁が実施する「食品アクセスに関する支援策(補助事業や先進事例)」について、フードバンク団体に周知し、個別相談があった場合は、関連する施策や、対応する省庁の窓口にかかる情報提供を行っています。

また、府は、「食品ロス削減ネットワーク懇話会」を設置し、本計画に基づく施策などについて、食品製造業、食品卸売業、小売業・外食産業等の事業者、消費者、行政が、それぞれの立場から、食品ロスの削減に効果的な取組や消費者啓発などに関する情報共有・意見交換を行っており、フードバンク活動をはじめとした食品寄附の取組についても、その成果を検証し、より効果的な取組を検討していきます。

さらに、令和6年12月に、「食品寄附等に関する官民協議会」において策定された「食品寄附ガイドライン」を、府のホームページで周知するとともに、

令和8年度には、府が策定した「フードバンクガイドライン」を拡充・更新し、「食品寄附ガイドライン」の内容のほか、府内の取組事例や窓口などの情報を盛り込み、府のホームページで周知し、市町村にも共有する予定です。

引き続き、フードバンク活動に対する認知と理解を深め、安全で、透明性・信頼性の高いフードバンク活動が展開されるよう、市町村とも連携しながら、支援に努めていきます。

(回答部局課名)

環境農林水産部 流通対策室 ブランド戦略推進課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(3)消費者教育の展開について (カスタマーハラスメント対策)

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、審議会等の環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

東京都をはじめとする他自治体では、すでに条例やガイドラインの制定が進んでおり、大阪府としても「経済都市・大阪」としての責任を果たすべく、同様の制度整備に向けた議論を早急に開始すること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

(回答)

消費者教育推進法においては、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」の形成をめざすこととしており、消費者庁では、「消費者が商品等に不備・苦情・要望があったときの意見の伝え方」等、消費者向けの啓発資料等を作成しています。

府では、こうした資料を活用し、自立した消費者として、消費者が事業者等に意見を伝える際の適切な伝え方を示す啓発物を作成し、広く配付しています。

また、府ホームページ、X（旧ツイッター）やイベント等で発信し、広く府民に伝わる取組みを行いながら、消費者行動について注意を促しています。

今後とも、適正な消費者の声を抑制することのないよう配慮しつつ、引き続き、適切な消費者行動について、様々な機会を通じ、消費者への教育や情報発信、啓発等の取組みを進めていきます。

(回答部局課名)

府民文化部 消費生活センター

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、審議会等の環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

東京都をはじめとする他自治体では、すでに条例やガイドラインの制定が進んでおり、大阪府としても「経済都市・大阪」としての責任を果たすべく、同様の制度整備に向けた議論を早急に開始すること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

(回答)

令和7年6月に公布された改正労働施策総合推進法において、国の責務として、「職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために啓発活動を行うこと」が定められ、本年10月には、カスタマーハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付ける措置が施行されます。

こうしたことを踏まえ、府としては、ハラスメント対策に関しては法規制がある中で、先ずはより実効性のある対策を講じるとの観点から、ハラスメント撲滅に向けた機運醸成が重要と考えています。

そのため、職場のハラスメント撲滅に向けた取り組みとして、労働局をはじめ、経済団体、業界団体、労働団体等と連携し、官民一体のオール大阪で、ポスターやステッカーの作成・掲示、標語募集、シンポジウム等を実施してまいります。

加えて、労使双方からの労働相談や「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」の作成・配布・ホームページ掲載のほか、企業等の人事労務担当者等を対象に「企業におけるカスタマーハラスメント対策セミナー」を引き続き実施してまいります。

今後も、こうした取り組みを通じ、職場のハラスメント対策がより一層企業で確実に進むよう、法令の周知を重点的に行うとともに、カスハラも含めたハラスメント全体の防止に向けた啓発にしっかりと取り組んでいきます。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(4) 消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げや ICT の急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

(回答)

府では、生徒・児童・保護者、教職員等を対象に、実務経験者などの外部講師を派遣する消費者教育講師派遣事業を実施しています。また、小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象とし、各世代に多い消費者トラブルを取り上げたリーフレットを毎年度作成し、府内全校に配付しています。小学生向けのリーフレットでは、「ゲーム課金」「エシカル消費」「金銭教育」等を取り上げ、保護者に向けた内容も掲載することで、家庭でも学べる教材としています。加えて、成年年齢引下げを見据えて平成28年度に作成した高校生向け消費者教育教材「めざそう！消費者市民」の活用を促進していますが、令和4年度からは支援学校（高等部）向け消費者教育教材を作成・配付するなど、学校等における消費者教育の支援を行っています。

さらに、令和2年度から令和4年度までに作成した、人気のお笑い芸人が若者に多い悪質商法などの消費者トラブルについてコントで演じ、わかりやすく解説した動画を SNS 広告等で配信し、広く周知するとともに、府ホームページ、X（旧ツイッター）、メールマガジンなどでも若者が陥りやすい消費者トラブルとその対処法、市町村の相談窓口等について周知を行うことにより、家庭等でも消費者教育を学ぶ機会となるよう努めています。これらの取組みを、府の財源はもとより、一部国の交付金も活用しながら、消費者教育の施策を展開しております。

今後も、若年者の消費者被害を防止するため、消費者教育・啓発を推進して

まいります。

(回答部局課名)

府民文化部 消費生活センター

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

5. 環境・食料・消費者施策

(4) 消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げや ICT の急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

（回答）

府立高等学校においては、これまでから、教科「家庭」において、消費者被害の未然防止に関する内容等を学習してきたところですが、成年年齢の引下げを踏まえ、消費者教育における契約の重要性や消費者保護の仕組みについて、より一層充実させて学習しているところです。

また、「総合的な探究の時間」や「特別活動」等において、大阪府消費生活センターや行政書士会等の専門家を外部講師として招き、インターネットでの契約トラブルなど、近年多発している事例を取り上げ、その未然防止や被害にあった際の対処方法等について学習している学校もあります。

加えて、家庭での消費者教育に資する教材としては、大阪府消費生活センター作成の契約にあたっての留意点やクーリングオフ制度等を分かりやすくまとめた啓発資料や動画などを掲載しているホームページを案内しております。

今後も、関係機関等と連携しながら、消費者教育の充実に努めてまいります。

【高等学校課】

小学校では、家庭科で、買物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さと計画的な使い方、売買契約の基礎等について、中学校では、技術・家庭科で、消費者の基本的な権利と責任、計画的な金銭管理の必要性、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応等について学習しております。

府教育庁からは、これらの学びを深めるために、大阪府消費生活センターや金融広報委員会等が実施する、消費者教育に関する専門家を講師として派遣する事業や、銀行や証券会社等の職員による出前授業等について、市町村教育委員会を通じて周知しております。消費者教育や金融教育に取り組む際、これらの事業等を活用し、専門家を外部講師として招聘し、インターネットでの契約トラブル等、若年者に多い消費者トラブルの相談事例や対処法等について専門家から直接指導を受けるなどして学習している学校もあります。

家庭での消費者教育に資する教材としては、大阪府消費生活センターが作成し、中学校2年生、小学校5年生を対象に配付する児童生徒向け啓発リーフレットについて、市町村教育委員会を通じて周知しております。このリーフレットは、オンラインゲーム課金やインターネット通販等、スマートフォン等利用の低年齢化に伴う消費者被害の未然防止、拡大防止を目的としており、イラストやクイズを用いて分かりやすく紹介されております。

今後も、関係機関等と連携しながら、消費者教育の充実に努めてまいります。

【小中学校課】

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課 (下線部について回答)

教育庁 市町村教育室 小中学校課 (下線部について回答)

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(4) 消費者教育の展開について (若年層対策・公共交通対策)

成人年齢の引き下げや ICT の急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

(回答) (波線部について回答)

大阪府警察では、府民が安心して暮らせる「安全なまち大阪」を確立するための警察活動を推進しており、駅構内の警ら活動や列車内の警戒活動等鉄道施設における犯罪の予防及び検挙活動を行っています。

また、年に3回、「列車内安全活動強化期間」として期間を設定し、性犯罪や暴力行為等の撲滅を目的とした各鉄道事業者と協働した取組（合同警戒、防犯意識の向上等）を行いました。

今後も、鉄道施設における安全対策の強化に努めるとともに、防犯環境の整備（新規・増設）の働きかけを行ってまいります。

(回答部局課名)

大阪府警察本部 ※地域部：鉄道警察隊

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5 環境・食料・消費者施策

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和 6 年には認知件数 2,644 件、被害額約 61 億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和 7 年 3 月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビ CM 等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

(回答)

特殊詐欺等の被害については、特に、「ニセ警察詐欺」や、SNS を利用した「投資・ロマンス詐欺」の被害が拡大しています。

このため、府では、被害防止に向けて、ホームページや SNS 等を通じ、新しい詐欺の手口や被害状況のほか、警察が作成した「ニセ警察詐欺」の啓発動画を活用する等、直近の状況を踏まえ、府民に対し、迅速に情報提供や注意喚起を行っています。

また、令和 7 年の「大阪府安全なまちづくり条例」の改正に伴い、その実効性を高めるため、警察、市町村、金融機関、事業者等の関係機関と連携し、ホームページや SNS のほか、YouTube 広告動画の配信、府や市町村の広報誌、街頭におけるデジタルサイネージや防犯キャンペーン、青色防犯パトロールカーでの音声広報など、様々な媒体や機会を通じ、重点的に広報・啓発を行っています。

特殊詐欺にかかる啓発チラシやポスター等については、条例改正を機にデザインや内容等を刷新し、短時間で内容を把握できるよう、ジャンプ率を上げた大きな文字や、簡潔で短い文章を用いるとともに、インパクトのあるメッセージや高コントラストな配色等により、視認性と訴求力を高めています。

なお、これらのチラシやポスター等は、大阪府警察本部や地域の実情にも詳しい管轄警察署に加え、金融機関やコンビニ等の事業者とも連携し、配布・掲示を行っています。

(回答部局課名)

危機管理室 治安対策課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和 6 年には認知件数 2,644 件、被害額約 61 億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和 7 年 3 月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビ CM 等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

(回答)

特殊詐欺等の新たな手口であるニセ警察詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺により被害者層が 20 歳代から 60 歳代の世代に拡大している状況を踏まえ、これら詐欺の被害に遭うまでの具体的なやりとりが体験できる仮想体験ツールを使用した防犯教室等の実施や、Y o u T u b e、X 等の各種 SNS を活用し、幅広い世代に対して、特殊詐欺等の手口や防犯対策等に関する情報発信を行っています。

改正大阪府安全なまちづくり条例につきましては、府民への一層の周知と併せて、金融機関やコンビニエンスストア等、事業者との連携体制の構築や合同訓練の実施により水際対策を強化するなど、改正条例の実効性を一層高めるための対策を推進しています。

また、広報動画やチラシの制作、掲載については、高齢者のみならず広い世代に訴求するよう、人気ゲームキャラクターを起用した動画や、分かりやすく親しみやすいデザインのチラシ等による注意喚起を実施するなど、特殊詐欺等の実態に応じて、被害を防止するための取組を推進してまいります。

(回答部局課名)

大阪府警察本部 府民安全対策課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

大阪府では「2050年カーボンニュートラル」の実現を掲げているが、府内市町村の中には依然として「実質ゼロ表明」を行っていない自治体も存在しており、地域間での取り組みの温度差が課題となっている。これを踏まえ、未表明の市町村に対しては、環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、自治体としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、官公庁・公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

(回答)

産・学・官のプラットフォームである「H2Osakaビジョン推進会議」を大阪市・堺市と共同で運営し、事業者間の交流やプロジェクトに係るアイデア創出を図るなど水素の利活用拡大に向けて取り組んでいます。引き続き、このプラットフォームを活用し、グリーンビジネスの促進に向けて、産業界との連携を図っていきます。

また、水素等の次世代エネルギーのサプライチェーンを構築するため、海外に比べ厳しい規制体系の見直しを国に働きかけています。

(回答部局課名)

商工労働部 成長産業振興室 産業創造課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

大阪府では「2050年カーボンニュートラル」の実現を掲げているが、府内市町村の中には依然として「実質ゼロ表明」を行っていない自治体も存在しており、地域間での取り組みの温度差が課題となっている。これを踏まえ、未表明の市町村に対しては、環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、自治体としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、官公庁・公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

(回答)

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」については、府内市町村との意見交換の場であるスマートエネルギー協議会等を活用し、環境省の「地域脱炭素推進交付金」の活用事例の紹介をはじめ、脱炭素施策の取組推進やゼロカーボンシティの表明を積極的に働き掛けているところです。

また、ペロブスカイト太陽電池は、日本発の技術で、軽量・柔軟という特徴を有し、これまで設置が困難であった場所にも導入できるという新たな導入ポテンシャルを有しており、再エネ導入拡大を図るため、府としても国や市町村、民間事業者等とも連携して、ペロブスカイト太陽電池の導入に取り組んでいきます。

府民・事業者の意識と行動の変容に向けては、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（今年度末改定予定）において、「あらゆる世代の脱炭素行動の促進」や「GXを通じた脱炭素経営の促進」を重点施策の一つに位置づけており、持続可能性に配慮した消費の拡大や脱炭素経営を促進するための取組などを推進していきます。

実行計画の進捗状況については、毎年度、大阪府環境審議会気候変動対策部会で点検・評価を受けた結果を公表しており、その中では、府民向けの太陽光発電設備・蓄電池共同購入支援事業や中小事業者向けの補助制度を一例とした計画に掲げる取組の実施状況及び今後の方向性をとりまとめて報告しています。

(回答部局課名)

環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 (※下線部について回答)

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(7)再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

(回答)

府では、蓄電池分野を含むカーボンニュートラル（CN）技術の実装化支援等を行う拠点機能「CN ビジネススペース」を昨年7月に開設しました。「CN ビジネススペース」では、国などからの補助を受けるためのサポートや、CN の分野ごとの市場を深掘りする勉強会の開催などの支援を通じ、CN 技術の開発及びビジネス化を推進しています。

(回答部局課名)

商工労働部 成長産業振興室 産業創造課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(7) 再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

(回答)

再生可能エネルギーの導入については、太陽光などの発電設備を設置すること、使用している電力を再生可能エネルギー由来の電力に切替えることの、主に2つの手法があります。

太陽光などの発電設備の設置促進にあたっては、大阪市と共同で設置する「おおさかスマートエネルギーセンター」において、事業者や住民からの相談にワンストップで対応するとともに、国の補助金や税制優遇制度の情報提供、事業者向けのセミナーの実施、「事業者向け太陽光発電の共同調達支援事業」や住宅向けの「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業」等を実施しています。また、令和5年度から中小事業者の太陽光発電設備の導入に対して補助を行う「中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業」を実施しています。

再エネ電力への切替え促進にあたっては、府内の需要家の掘り起こしを行い、全国の再エネ発電事業者とのマッチングを促進する「再エネ電力調達マッチング事業」を通じて、これまでに55施設で再エネ電力の調達を実現しています。当事業では、府ホームページで参画事業者を紹介し、脱炭素化の取組を応援する認定証を交付するなど、再エネ電力を導入した中小事業者等の取組を支援しています。

引き続き、再生可能エネルギーの導入促進に向け、効果的な支援策を検討していきます。

(回答部局課名)

環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 (※下線部について回答)

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

(回答) ※下線部について回答

本府では令和3年4月から改正障がい者差別解消条例を施行し、事業者による合理的配慮の提供を法律に先駆けて義務化しました。また国においても令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

あらゆる機会を捉え、本府では主に市町村や事業者団体に向けて啓発物を配布すること等を通じて府民に向けた合理的配慮の提供についての周知啓発を進めております。また、毎年11月に開催している共に生きる障がい者フェスティバルにおいて、令和7年度は、合理的配慮の提供や障がい理解などを学んでいただくことを目的に障がい者差別解消研修会を開催しました。

引き続きこれらの啓発活動に取り組むことで、合理的配慮の提供をはじめとする心のバリアフリーについて広く府民の理解促進に努めてまいります。

また、国内外から多くの人が大阪に集まる大阪・関西万博を契機に、バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした、観光庁の「観光施設における心のバリアフリー認定施設」の周知・拡大に努めました。

令和5年度及び令和6年度は、府内の施設の運営者等を対象に、セミナー「心

のバリアフリーについて学ぼう」を実施し、制度紹介や障害者差別解消法を中心に障がい理解や合理的配慮の提供等について説明しました。

令和7年度も引き続き、府内の認定施設を府のホームページ等で公表することで、「心のバリアフリー」に関する理解促進を進めています。

今後も、年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが快適に利用できる宿泊施設や観光・集客施設、飲食店等の拡大を図るため、「観光施設における心のバリアフリー認定施設」推進の広報活動を進めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 (下線部)

福祉部 福祉総務課 (波線部)

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

(回答) (下線部について回答)

○大阪府では、鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター設置工事等や可動式ホーム柵設置工事に対して、国及び地元自治体と協調して補助を行っています。

○エレベーター設置工事に係る本補助制度の対象は、限られた財源の中で、一つでも多くの駅舎でバリアフリー化を促進するという観点から、身体障がい者等の垂直移動に際して最も安全で利用しやすく、多額の費用がかかるエレベーター整備に限定していましたが、令和2年度には、バリアフリールート複数化や乗換えルートのバリアフリー化などに補助対象を拡充するなど、重点的かつ効果的に鉄道駅のバリアフリー化を促進しているところです。

○可動式ホーム柵の整備については、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正に伴い、「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」を令和3年4月に見直し、従来指標としてきた利用者数による駅単位での整備に加え、転落および接触事故の発生状況、鉄道駅の構造および利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの番線に着目し整備促進を図っております。

○鉄道施設のバリアフリー化を加速するために創設された鉄道駅バリアフリー

料金制度では、料金をバリアフリー設備の設置のほか、改良、更新、維持管理等に充当することが可能となっています。

○この新料金制度により鉄道駅のバリアフリー化はさらに進んでいくものと認識しており、本府としましても、誰もが出かけやすいまちづくりに向けて、引き続き国、地元自治体、鉄道事業者と連携し、鉄道駅のバリアフリー化に取り組んでいきます。

(回答部局課名)

都市整備部 交通戦略室 鉄道推進課
住宅建築局 建築環境課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者 10 万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

(回答)

- 大阪府では、平成 23 年度に地元市町と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設し、可動式ホーム柵設置の促進に努めてきたところです。
- 国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正に伴い、「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」を令和 3 年 4 月に修正し、従来指標としてきた利用者数による駅単位での整備ではなく、転落および接触事故の発生状況、鉄道駅の構造および利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの整備促進を図ることとしております。
- また、視覚障がい者等の駅ホームからの転落事故を防ぐため、駅利用者からの声かけが促進されるよう、視覚支援学校の最寄駅等で鉄道事業者、地元市と協力し、声かけの方法を掲載した啓発カードを配布するなどの活動も実施しております。
- 鉄道施設のバリアフリー化を加速するために創設された鉄道駅バリアフリー料金制度では、料金をバリアフリー設備の設置のほか、改良、更新、維持管理等に充当することが可能となっています。
- なお、可動式ホーム柵に係る税制減免措置については、固定資産税を 5 年間 2 / 3 に軽減する特例措置が平成 24 年度に創設され、現在、令和 8 年度末までとされております。

○引き続き、国に対して必要な財源措置等を要望するとともに、駅ホームにおける安全性向上のため、鉄道事業者・地元市町とも連携しながら、取り組んでまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 交通戦略室 鉄道推進課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

(回答)

平成 **23** 年 9 月に施行された「運輸事業の振興の助成に関する法律」の趣旨や、府の財政状況を踏まえつつ、府民や事業者にとって意義のある、交通安全対策や環境対策等に関する必要な事業費に対して補助金を交付しており、令和 8 年度においても必要な予算案を府議会に上程しているところです。

府の補助金を活用した事業については、より多くの事業者にご活用いただけるよう、交付団体の会員資格の有無を問わず補助対象に含めることとしており、中小事業者に対する補助が大多数を占めています。

また今後、活用状況の公表について、交付団体と連携して取り組んでまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 中小企業支援室 商業振興課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

(回答)

<交通戦略室>

○ 荷捌きを含めた駐車施設は、需要を発生させる事業者側が自ら確保することが原則であると認識しています。その認識の下、地元市町村が附置義務条例の制定など地域の実情に応じた対策を講ずるべきであると考えております。

<大阪都市計画局>

○ まちづくりの主体である市町村より、貨物車の駐車問題に対して、都市計画上の駐車場整備地区に関する協議があった場合には、関係者と連携し、これに対応してまいります。

<道路室>

○ なお、本府では、大型トラックの路上駐車が日常化している大阪中央環状線及び東大阪流通業務地区において、荷待ちや休憩等の駐車需要に対応するため、運送事業者、地方自治体、警察等地域の関係者と協働し、「中央環状線東大阪休憩所」への誘導を行うなど、都市内物流の効率化や地域の環境改善に取り組んでいます。

(回答部局課名)

都市整備部 交通戦略室 交通計画課
道路室 道路整備課
大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課
拠点開発室 戦略拠点開発課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

(回答) (下線部について回答)

交通実態や道路環境の変化、駐車需要を踏まえた駐車規制の見直し等を推進するとともに、駐車日時や場所を指定した駐車許可を行ってまいります。

(回答部局課名)

大阪府警察本部 交通規制課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(4) 自転車等の交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

(回答)

自転車専用レーンなどの自転車通行空間の整備については、「大阪府自転車通行空間 10 年整備計画（案）」に基づき、10 年間で約 200 km を整備予定であり、令和 7 年 3 月までに約 175 km の整備が完了しております。令和 4 年 8 月には計画を改定し、新たに市町村の自転車ネットワーク計画に位置付けられた箇所などで、令和 7 年度は約 25 km の整備が完了する予定です。

令和 8 年度以降についても、現行計画に引き続き、新たな整備目標を設定し、安全で快適な自転車通行空間の整備を進めてまいります。

本府管理道路の路面表示については、日常のパトロールや府民からの要望等により補修が必要な箇所を把握し、交通安全上支障をきたす恐れがある箇所は、速やかに対応しております。

自転車の交通ルールについては、警察や教育庁等と連携し、学校、企業や自治会における自転車安全講習のほか、自転車シミュレーターを活用した参加・体験型の交通安全教室を実施しており、引き続き、関係機関と連携し、幅広い世代への交通安全教育を進めてまいります。

特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通ルールについては、大阪府警察と連携してチラシを作成し、各種イベント等機会をとらえて配布するほか、特定小型原動機付自転車を販売している企業と連携し、購入

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(4) 自転車等の交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

(回答)

(下線部回答)

引き続き、道路管理者が策定する整備計画と連携した自転車道、普通自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備を推進してまいります。

(二重下線部)

自転車については、これまでも正しい交通ルールの周知に努めてきたところではありますが、令和8年4月1日に改正道路交通法が施行されることに伴い、改正法の内容についても、SNSにおいて啓発動画を掲載しているほか、大阪府下の学校、自動車教習所などに対する啓発チラシの配布提供、関係機関・団体と連携した各種交通イベントの実施など、あらゆる機会を活用し積極的な周知に取り組んでおります。

引き続き、本年春の施行に向けて、警察庁が公表した自転車ルールブックを活用するなどして丁寧に周知を図るとともに、自転車の悪質・危険な違反行為に対する取締りを推進し、一人でも多くの府民の皆様が自転車の正しい交通ルールを理解し、実践していただき、自転車乗用中の悲惨な交通事故が一件でも少なくなるよう、取り組んでまいります。

また、小型電動モビリティについては、走行実態に応じた繁華街等における夜間の集中取締りを実施するなど取組を強化するとともに、車両区分に応じた

交通ルールを遵守し、正しい利用を促進させるため啓発チラシ等による広報啓発を行っているほか、近畿運輸局と合同で直接販売店へ赴き、事業者に対する指導を行うなど、適正利用の周知を図っております。

引き続き、適法かつ安全に利用されるよう指導取締りや関係機関・団体と連携した広報啓発に取り組んでまいります。

(波下線部)

大阪府警察においては、特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者に対して、外国語の啓発資料を提供するとともに、外国人も含め、広く府民に対し、交通ルールに周知を目的としたイベントを開催するなど、平素から連携を密にした取組を推進しております。

また、自転車の交通ルール遵守を啓発する外国語版チラシを府警ウェブサイトに掲載しているほか、外国人が在籍する専門学校や勤務する企業等へ赴き、交通ルールやマナーについて周知啓発を実施しております。

引き続き、外国人に対する交通安全教育の充実に努めるとともに、関係機関・団体、シェアリング事業者及び販売事業者と連携を図りながら、より効果的な啓発活動を推進してまいります。

(回答部局課名)

大阪府警察本部 交通総務課・交通規制課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、府内の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を要請し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて市町村を積極的に支援すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、各市町村に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

(回答)

キッズ・ゾーンは、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、令和元年11月に国が創設したもので、市町村が道路管理者や都道府県警察等と協力して設定し、交通安全対策を実施するものです。

府としては、登降園時の安全確保について、市町村への周知に努めるとともに、園外活動の見守り等を行うキッズガードを配置する事業を実施する市町村に対しては、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し支援しているところです。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、府内の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を要請し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて市町村を積極的に支援すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、各市町村に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

(回答)

未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全確保については、令和元年度に発生した滋賀県大津市での未就学児の死傷事故を受けた国の通知に基づき、関係機関が連携して緊急合同点検を実施し抽出された本府管理道路の対策必要箇所は、車両防護柵を設置するなど、現道内の即効的な安全対策を令和3年度までに完了しております。

また、通学路の安全対策については、市町村が主体となり、各学校とそのPTA、警察、道路管理者などで構成する協議会で策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、ガードレールや路面標示等の交通安全施設の整備や修繕を進めており、今後も大阪府警察等と協議を行い、現道内の安全対策を進めてまいります。

引き続き、関係機関と連携しながら安全対策を実施するとともに、会議などの場を通じ、市町村の技術的アドバイスを行ってまいります。また、必要な予算確保については、関係市町村とともに国へ要望してまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 道路室 道路整備課、道路環境課（下線部について回答）

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、府内の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を要請し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて市町村を積極的に支援すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、各市町村に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

(回答) (下線部について回答)

道路標識の維持・管理については、各自治体における「通学路交通安全プログラム」における合同点検等において把握した更新・見直しが必要な箇所について、道路標示の摩耗状況や損傷状況等を勘案して更新の必要性和優先度合いを判断し、道路管理者と連携しながら適切に維持管理を行ってまいります。

(回答部局課名)

大阪府警察本部 交通規制課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(6) 防災・減災対策の充実・徹底について

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比 3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

(回答)

◇危機管理室 防災企画課（計画推進グループ） ※下線

大阪府の地域防災計画については、大阪府防災会議が毎年検討を加え、必要に応じて修正を行うこととなっています。

当該会議には女性の有識者や学識経験者が委員となっており、計画修正時にはそうした女性委員からの意見を反映しています。

◇危機管理室 災害対策課 ※太字

府としては、主に避難所の運営を担う市町村に対して、避難住民の多様なニーズに応じた運営や、迅速に避難所の開設ができるよう市町村が作成する避難所運営マニュアルの指針（※1）を作成しており、市町村の避難所開設・運営を支援しています。

現在、市町村の避難所運営マニュアルが本指針に沿った内容に改定され、その実効性が確保されるよう市町村に働きかけているところです。

指針には、例えば、女性への配慮として、生理用品等を備蓄しておくことや女性用品の配布場所を設けることが必要であり、女性用品を配布する際は、女性が配布を担当することが求められること、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定する必要がある等を示しています。

また、同様に災害用トイレについては、スフィア基準に沿って、発災後初期段

階では 50 人に 1 基、中期段階では 20 人に 1 基とし、女性用と男性用の割合が 3 : 1 となるように想定避難者数に応じて対応することが望ましいと示しています。

これまでも各市町村と府で備蓄している簡易トイレ等や協定締結先の企業や団体等からの調達も含めて、環境整備を進めており、府においては、利用しやすい洋式水洗機能付き組み立て式トイレを昨年度から令和 8 年度までの 3 ヶ年で 2,300 基調達し、一部は市町村の避難所等へ配備する等、避難所における衛生・プライバシー環境の整備が行われるよう支援しています。

※ 1 「避難所運営マニュアル作成指針」

災害用備蓄物資について、府は市町村とともに大阪府域救援物資対策協議会を設置し、「備蓄方針」（※ 2）を定め、その方針に基づき、避難所で必要とされる品目の備蓄を進めています。

令和 6 年 1 月の能登半島地震の教訓を踏まえ、令和 7 年 5 月に備蓄方針を改定し、パーティション、簡易ベッドについては、備蓄目標数量を増加させることとしました。

※ 2 「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」

福祉避難所の指定促進のための取組みとしては、これまでも各種社会福祉施設等に対して、これまでも社会福祉法人大阪府社会福祉協議会と連携して、福祉避難所の指定に向けた協力の要請を行うとともに府立学校に対して、指定に向け教育庁と連携して協力の依頼を進めてきたところです。

令和 6 年度には、福祉避難所として指定できるよう各府立学校を府職員が訪問するなどし、その結果、渋谷高等学校を指定することができました。

一方で、府職員のみでは避難所指定に関する学校からの不明点に回答できないこと、また、市町村のみでは府立学校と関係を構築するのに時間がかかることなどを踏まえ、令和 7 年度からは指定に関する事務処理が円滑に行えるよう、市町村の職員とともに府職員も学校に訪問し、課題解決に向けた調整に必要な支援を行っています。

引き続き福祉避難所の指定促進に向け、市町村と連携して取り組んでまいります。

◇危機管理室 防災企画課（地域支援グループ） ※二重線

災害時の女性の視点は重要であることから、今年度も、府内 8 か所で実施した自主防災組織リーダー育成研修において、避難所における女性視点の必要性についてのカリキュラムを実施するとともに、男女共同参画の視点による府民向け防災セミナーを実施したところです。

防災士の養成については、昨年度に引き続き、大阪公立大学や和歌山大学と連携し、「防災士養成講座」を開催しており、防災士になられた方々が、新たに地域の自主防災組織に加入し、地域防災の担い手として活躍していただけるよう、引き続き市町村と連携に努めてまいります。

府では、障がい者や高齢者など要配慮者を対象とした個別避難計画の作成を支援するため、府内市町村の好事例を収集した「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を作成し、随時更新するとともに、市町村アンケートで収集した課題に応じた研修会を実施して、未策定の市町村はゼロとなりました。さらに、国とも連携して計画策定率向上に向け働きかけているところです。

今後も、福祉部局など関係機関と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況に応じた、実効性のある個別避難計画の作成を促進するため、市町村を支援してまいります。

(回答部局課名)

危機管理室 防災企画課 (計画推進グループ) ※下線
危機管理室 防災企画課 (地域支援グループ) ※二重線
危機管理室 災害対策課 ※太字

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(6) 防災・減災対策の充実・徹底について

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比3：1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

(回答)

災害時の福祉体制の強化として、迅速かつ適切に社会福祉施設等の被災状況を把握できるよう、「災害時情報共有システム」について、本年度1月に訓練を実施したほか、併せて、当該施設等の被災情報を集約し、支援の検討を行う府福祉調整本部の立ち上げ訓練も本年度初めて実施したところです。

また、災害時に要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAAT）についても、福祉調整本部の訓練と同時にDWAAT本部の運営訓練を実施したほか、災害時の円滑な活動に資するよう、平時からチーム員同士の顔の見える関係づくりに取り組んでいるところです。

(回答部局課名)

福祉部 福祉総務課 (下線部)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 (波線部)

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(6)防災・減災対策の充実・徹底について

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比 3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

(回答) (下線について回答)

災害時の医療提供体制については、災害による重篤患者の救命医療等の高度な診療機能を有し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送にかかる対応等を行うため、大阪府内に1か所の基幹災害拠点病院と、**17**か所の地域災害拠点病院を指定しています。

また、大規模災害等が発生した場合、保健医療活動の総合調整を行うための組織である大阪府保健医療調整本部を設置し、**DMAT**（災害派遣医療チーム）等の保健医療活動チームの派遣調整や、保健医療活動に関する情報連携や情報の整理及び分析を行うなど、保健医療活動の総合調整を行うこととしています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(6)防災・減災対策の充実・徹底について

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比 3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

（回答）

（下線部について回答）

閉校となった府立高校については、全庁ルールに基づき、全庁内及び地元自治体への活用意向確認を行い、いずれも活用意向がなければ一般競争入札での売却が基本となります。そのため、閉校後は最低限の維持管理しか行っていませんが、避難場所としての利用については、人命が最優先であることは当然のことであるため、地元自治体から避難所としての指定に関する要望があれば、地域のニーズに対応ができるよう柔軟に検討します。

（回答部局課名）

教育庁 施設財務課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

(回答)

◇危機管理室 災害対策課 ※下線

大阪府では、休日・夜間に府域で震度5弱以上の震度を観測した際に災害警戒本部又は災害対策本部、災害対策主要施設における初動体制の迅速な確立をはじめ、市町村の被害状況及び対策状況等の情報収集・伝達により大阪府の災害応急対策の円滑な実施を期するため、各市町村などに自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を緊急防災推進員として指名しており、平常時から市町村に緊急防災推進員の役割を周知するとともに、市町村が実施する訓練に参加する等、業務の習熟を図っています。

また、府職員は、地震発生後は速やかに原則勤務場所に参集し初動対応にあたることとし、交通機関の途絶等により所属等への参集が困難な場合は被害情報の収集等に努めることを「大阪府職員防災必携」を通じて、平常時から周知しています。

防災訓練については、公共交通機関や電気・通信などのライフライン機関、防災協定を締結している企業と連携した訓練を実施しており、実効性を高める取組を進めています。

◇危機管理室 防災企画課 ※二重線

一時滞在施設の確保については、市町村の責務となっており、府として、市町村からの要請に基づき、府有・府立施設との調整や宿泊施設、百貨店などの業界団体への働きかけなどを実施しているところです。

加えて、府内事業者に対し、一時滞在施設の協力や必要な備蓄品を含め、企業の全般的な災害への備えを促すための「社員と会社を守る防災ガイド」を作成し、ホ

ホームページや各種講演会などを通じ、周知を図っているところです。

(回答部局課名)

危機管理室 防災企画課 ※二重線

危機管理室 災害対策課 ※下線

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

以下略

(回答)

本府では、職員基本条例に基づき、「職員数管理目標」を策定しております。今後とも、府民の生命・安全に関わる職種の確保や人材の多様化、組織の活性化の観点からの計画的な採用を基本としつつ、適正な人員配置に努めてまいりたいと存じます。

(回答部局課名)

総務部 人事課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

(回答)

震災時の広域緊急交通路の機能確保や落橋による被害防止の観点から、府管理道路において緊急度の高い橋梁から順に耐震化を進めており、令和6年度末までに、広域緊急交通路等の耐震化を計画している橋梁のうち9割以上の耐震化が完了済みとなっております。

引き続き、残る橋梁の耐震化や現在事業中の広域緊急交通路の整備についても、必要な予算の確保も含め、着実に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 道路室 道路整備課、道路環境課（下線部回答）

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について

①災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、大阪府が土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

(回答)

山地災害対策では、危険度が高く下流の保全人家数が多い箇所を中心に、現地の荒廃状況等を勘案し、保安林内においては国庫補助治山事業等を活用し、保安林外においては大阪府森林環境税を活用することで、土石流の発生を抑止する治山ダムの整備や土石流発生時に流出する恐れのある溪流内の危険な木の伐採・搬出、防災機能を強化する荒廃森林における間伐などの森林整備等を実施し、災害の未然防止に努めています。

(回答部局課名)

環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 (※下線部について回答)

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について

①災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、大阪府が土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

(回答)

治水・土砂災害対策にあたっては、人命を守ることを最優先として、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を、効率的・効果的に組み合わせて、流域全体で取り組んでいるところです。そのうち、「防ぐ」施策については、災害が発生した際の人命への影響などを考慮し、対策実施箇所の重点化を図りながら河川改修や地下河川・砂防堰堤等の施設整備を着実に進めていきます。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、土砂災害防止法に基づき、土砂災害から住民の生命等を守るための警戒避難体制の充実、建築物の安全性の強化、開発行為の制限など、いわゆるソフト対策を目的として指定しております。

この区域指定の情報をもとに、住民の避難行動につながる地区単位ハザードマップの作成支援等による警戒避難体制の整備といった「逃げる」施策を進めております。また、特別警戒区域内の住宅の移転・補強の補助制度等による「凌ぐ」施策や、「災害発生危険度」や「災害発生時の影響度」などから優先度を定め、土石流対策等を行う「防ぐ」施策を実施していきます。

(回答部局課名)

都市整備部 河川室 河川整備課、河川環境課（下線部回答）

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について

②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

また、府民に対しては、各市町村が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること

(回答)

◇危機管理室 災害対策課（防災情報グループ）※下線

外国人居住者に対する、「大阪防災アプリ」の周知や利用促進については、府の外国人向けメールマガジンでの情報発信や、英語や中国語対応の広報チラシを府国際課が主催するイベントや領事館での配架等により周知を図っています。

また、アプリの表示メニューについては項目（気象警報、避難所情報）毎にピクトグラムをアイコンとするなど、視覚的にもわかりやすい表現に努めています。

引き続き、大阪防災アプリの周知を行うとともに、正確な情報を迅速に伝えることができるよう取り組んでいきます。

◇危機管理室 防災企画課（計画推進グループ）※二重線

府内市町村に対し、ハザードマップが住民にわかりやすいものになっているか再点検の実施を依頼しております。

◇危機管理室 防災企画課（地域支援グループ） ※波線

企業や府民一人ひとりが自らの命を守る行動をとるとともに、地域での共助による防災活動に取り組んでいただけるよう「府政だより」をはじめ、府ホームページや防災X（旧ツイッター）、デジタルサイネージ、防災イベント等により、防災啓発を行っています。

防災啓発は、繰り返し継続して行うことが重要であり、引き続き、こうした取組を通じて、企業や府民の防災意識の向上に努めてまいります。

◇危機管理室 災害対策課（災害対策グループ） ※斜字

災害時には府民の安全確保の観点から、「おおさか防災アプリ」や「おおさか防災ネット」、「X」を利用して情報を発信しています。

また、大規模災害発生時には府民が適正な行動をとれるよう、例えば大型台風が府域に接近する場合などに、府民や事業者等に対して、日常モードから災害時モードへの意識の切り替えを呼びかけ、不要不急の外出等の抑制につなげるきっかけとなる、「災害モード」宣言を令和元年7月に導入しています。

今後とも府民へ適切な情報発信を行ってまいります。

◇商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 ※太字

災害時における企業の休止基準や外出抑制の判断基準を自社で作成できるよう、超簡易版 **BCP**『これだけは！』シートの活用を促進しています。

具体的には、府の補助事業として、商工会・商工会議所において、サイバーセキュリティ対策に関する啓発や、簡易版 **BCP** 等を活用したセミナー・ワークショップや経営相談による策定支援を実施するとともに、府においても、民間企業等と連携しセミナーを実施しています。

（回答部局課名）

危機管理室	防災企画課（計画推進グループ）	※二重線
危機管理室	防災企画課（地域支援グループ）	※波線線
危機管理室	災害対策課（防災情報グループ）	※下線
商工労働部	中小企業支援室 経営支援課	※太字

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

(回答)

鉄道や生活関連インフラ設備に被害が及ぶような山地災害が発生した場合には、早期復旧が図れるよう、国等関係機関と連携し治山対策に取り組めます。

(回答部局課名)

環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 (※下線部について回答)

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

(回答)

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災に対しては、早期復旧に向け、事業者からの要請を踏まえ、状況に応じ連携や協力を図ってまいります。

また、災害発生時の道路復旧については、大阪府域道路啓開計画において、消火活動や救命・救助活動、緊急物資の輸送等を支えるため、広域緊急交通路及び広域防災拠点等へのアクセスルートの確保に取り組むこととしております。具体的には、発災後 24 時間以内に緊急輸送ルート及び広域防災拠点へのルートを確保し、発災後 48 時間以内に後方支援活動拠点、災害拠点病院、特定診療災害医療センターなどを結ぶルートを確保することを目標としています。

(回答部局課名)

都市整備部 道路室 道路環境課（二重線回答）
河川室 河川整備課（一重線回答）

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」に対しては、大阪府としても積極的に連携・参画し、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

(回答)

地域公共交通の確保・維持に向けて、大阪府では府域を4ブロックに分けた市町村や交通事業者等との意見交換会を開催し、先進事例の共有や国の補助制度の紹介等、地域公共交通の課題解決に向けた取組を実施しております。

また、市町村が設置する地域公共交通会議や地域公共交通活性化協議会（法定協議会）には、交通事業者の労働者の代表や地域市民の代表者などが参画しており、大阪府としても国の補助制度の採択要件にもなる、地域公共交通計画の策定への助言等を行っています。

現行の日本版ライドシェアは、タクシー事業者の管理の下で運行されており、タクシー同様、利用者の安心・安全、ドライバーの安全確保、車両管理責任などについて十分確保されているものと認識しています。

今後も、各地域の実情に応じて、市町村の意見を踏まえながら、地域に望まれる持続可能な交通サービスを市町村が検討できるよう、支援してまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 事業調整室 新交通施策推進課（二重線部）
交通戦略室 交通計画課（一重線回答）

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(11) 安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、大阪府内においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

(回答)

府では上水道において、事業の実施主体である各水道事業者に対し、立入検査や事業計画ヒアリングを実施し、耐震化計画の策定や、当該計画に基づく着実な事業の推進を指導するとともに、施設・管路の更新・耐震化には水道事業者の財政的負担も大きいことから、国の補助制度や防災・安全交付金の積極的な活用を促しています。

また、PFAS に関しましては、府内すべての水道事業体において暫定目標値を下回っていることを確認しています。検査実施やその結果を含む積極的な情報発信をするよう、立入検査やヒアリングにおいて、指導・助言をしています。

なお、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策のため府では、広域化による組織運営体制等の基盤強化を推進しているところです。また、府が中心となり、人材育成、技術継承に向け、関係機関と連携した研修会を実施するなど、引き続き人材育成にも取り組んでまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 生活衛生室 環境衛生課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(11) 安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、大阪府内においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

(回答)

下水道事業においては、専門性を有する人材の確保・育成、技術継承等に向けた対策として、民間が有する新技術も研修に取り入れつつ、計画、建設、維持管理など様々な分野の研修を市町村と共に実施しています。引き続き、市町村と連携し取組みを進めてまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 下水道室 事業課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(12) 空き家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

(回答)

本府では、令和4年4月に策定した「空家対策の取組方針」に基づき、空家対策の実施主体である市町村の取組状況等に応じた支援を行ってきました。

空家等対策計画の策定及び協議会の設置については、府内全市町村で完了していることから、空家対策における基礎的な対応や体制整備は概ね完了したものと認識しています。

また、本府、市町村、民間団体等で構成する「大阪の住まい活性化フォーラム」と連携し、「大阪版・空き家バンク」を運営し、空き家バンクを設置する市町村の魅力情報や物件登録情報等を掲載するなど、マッチングの促進に向けた取組を行っております。

自治体間の連携については、本府、市町村で構成する「大阪府空家等対策市町村連携協議会」において、空家対策に有効な市町村の先進的な取組の情報提供、意見交換などを通じた支援を行っております。

引き続き、こうした取組を通じて、市町村への支援を積極的に行っていきます。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(13) 公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、府内における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。

府内各地で公衆喫煙所の設置を進める市町村や事業者に対しては、大阪府が主導的な立場で支援を行い、地域の実情に応じた設置計画の策定を促進するとともに、進捗状況の把握、課題の抽出、改善策の検討を継続的に行う体制をさらに構築すること。必要に応じて、計画の見直しや支援制度の拡充を図り、府全体としての整備の質と量の向上を目指すこと。

また、設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。加えて、大阪府が主体となって公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を積極的に進め、府民の健康と生活環境の向上を図ること。

(回答)

- 大阪府受動喫煙防止条例が全面施行され、屋内の規制が厳しくなることで、喫煙設備の整備促進が求められることから、今年度より新たに公衆喫煙所の設置に係る補助制度を創設し、民間事業者に整備費の2分の1の補助を行っています。
- 令和8年1月時点で屋内設置4件、屋外設置3件合わせて7件の補助を行い、民間事業者の協力の下、環境の整備を進めています。
市町村においては、喫煙環境や地域で抱えている課題が異なることから、これまで府では、『「屋外分煙所」整備の基本的考え方』を定め、ガイドラインなどを通じ、市町村が適切に環境を整備できるよう支援してきました。
- 来年度も引き続き民間事業者に対する補助制度を活用した支援を行うとともに市町村と連携し、公衆喫煙所を含め望まない受動喫煙が生じない環境の整備を進めていきます。

(回答部局課名)

健康医療部 健康推進室 健康づくり課